

平成30年第7回能登町議会9月定例会議 会議日程表

9月3日から9月14日（12日間）

日 程	月 日	曜	開 議 時 刻	会 議 ・ 休 会 そ の 他	
第 1 日	9 月 3 日	月	午前10時00分	本 会 議	開 会 議 録 署 名 議 員 の 指 名 諸 般 の 報 告 議 案 上 程 提 案 理 由 の 説 明 質 疑 ・ 委 員 会 付 託 決 算 特 別 委 員 会 の 設 置 及 び 委 員 の 選 任 請 願 上 程 ・ 委 員 会 付 託
第 2 日	9 月 4 日	火		委 員 会	
第 3 日	9 月 5 日	水		決算特別委員会	
第 4 日	9 月 6 日	木		決算特別委員会	
第 5 日	9 月 7 日	金		決算特別委員会	
第 6 日	9 月 8 日	土		休 日	
第 7 日	9 月 9 日	日		休 日	
第 8 日	9 月 10 日	月		決算特別委員会	
第 9 日	9 月 11 日	火	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 10 日	9 月 12 日	水	午前10時00分	本 会 議	一 般 質 問
第 11 日	9 月 13 日	木		休 会	
第 12 日	9 月 14 日	金	午前10時00分	本 会 議	委 員 長 報 告 質 疑 ・ 討 論 ・ 採 決 閉 会

開会（午前１０時００分）

開 議

議長（向峠茂人）

ただいまから、平成３０年第７回能登町議会９月定例会議を開会いたします。
ただいまの出席議員数は、１４人で定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

なお、本９月定例会議の会議期間は、会議日程表のとおり、本日から９月１４日までといたします。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。
あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

日程第１、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第１２２条の規定によって、

１４番 鍛冶谷 眞一 君、
１番 馬場 等 君を
指名いたします。

諸般の報告

日程第２、「諸般の報告」を行います。

地方自治法第１２１条の規定により、本定例会議に説明員の出席を求めたところ、説明員として本日の会議に出席している者の職・氏名は、別紙の説明員名簿として、お手元に配布しましたので、ご了承願います。
本定例会議に、町長より別冊配布のとおり、議案６件、認定１０件が提出されております。

次に、町長から地方公共団体の財政の健全化に関する法律第３条第１項及び第２２条第１項の規定により、平成２９年度決算に基づく能登町の健全化判断比率及び資金不足比率についての報告があり、報告第７号として、お手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

次に、監査委員から、平成２９年度決算審査及び平成３０年５月分、６月分、

7月分の例月出納検査の結果についての報告があり、その写しもお手元に配布いたしましたので、ご了承願います。

これで、諸般の報告を終わります。

議案上程

議長（向峠茂人）

日程第3、議案第69号「平成30年度能登町一般会計補正予算（第2号）」から、日程第18、認定第10号「平成29年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの16件を一括議題といたします。

提案理由の説明

議長（向峠茂人）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木 一茂 君

町長（持木一茂）

本日ここに、平成30年第7回能登町議会9月定例会議の開会にあたり、提案いたしております、議案の提案理由をご説明する前に、一言ご挨拶を申し上げます。

挨拶に先立ち、改めてこの度の「平成30年7月豪雨」により、尊い命を落とされた多くの方々のご遺族に心からお悔やみ申し上げますと共に、被災されました方々に対しまして、謹んでお見舞いを申し上げます。被災地の復旧が一日も早く進むことを願っております。

加えて、8月31日に能登地方を中心に降った大雨の影響で、能登地方に大きな被害が出ております。各地で観測史上初めての雨量を計測し、七尾市や志賀町では一時避難指示が発令されております。当町においては、人的被害はありませんでしたが、現在被害状況を確認中であります。改めて被害に遭われた

方々に対しましてお見舞いを申し上げます。

さて、9月に入り秋の風を感じる季節となりましたが、今年は、例年にも増して暑い日が続く、大変厳しい夏となったことで、町民の皆さん、特にご高齢者の方々には、日常の体調管理にご苦労をされたのではないかと思います。

また、気象庁によりますと、今年は8月中に9つもの台風が発生しており、これは1994年以来との事であります。8月24日に当町に最接近した台風20号では、厳重な警戒態勢を整えておりましたが、幸いにも大きな被害はありませんでした。しかし、猛烈な強さを保った台風21号が目前に迫ってきております。引き続き、警戒体制強化し災害対策に万全を期したいと思っています。

また、去る8月7日に、皇太子殿下が珠洲市で行われた「第17回日本スカウトジャンボリー」にご臨場されるため、能登町を御通りになられました。皇太子殿下のお立場としては、最後の能登訪問ということです。皇太子殿下におかれましては、町内の沿道にて歓迎する多くの町民に対して、変わらぬお優しい笑顔でお応えいただき、私たちにとって忘れ得ぬ思い出を残していただきました。皆様とともに、皇太子殿下のますますのご健勝と皇室の弥栄を心からお祈り申し上げたいと思います。

また、今年の今日、9月3日ではありますが、北朝鮮が6回目となる核実験を強行し、弾道ミサイルを延べ10発以上発射していました。我が国をはじめ国際社会の平和にとって深刻で重大な脅威でありました。

加えて、スルメイカの好漁場であります大和堆において、北朝鮮籍の数百隻に及ぶ木造船による違法操業が横行しており、当町のイカ釣り船が操業できない状況が続いていました。

現在は、米国と首脳会談を行うなど、昨年から比べますと油断は出来ませんが状況は比較的落ち着いていると思います。大和堆においても、今年は海上保安庁と水産庁が、木造船の侵入を未然に防いでいます。

しかしながら、スルメイカが減少しており、小木港の中型イカ釣り船団は来春から北太平洋にてアカイカ漁を行うと聞いております。今後の漁(りょう)の成果に期待をしたいと思います。

また、去る8月18日に当町の夏の風物となっております、ござれ祭りが柳田植物公園で開催され、町内外から約5,000人の方が来場されました。

会場内では、キリコ13基、袖キリコ2基がイベントを盛り上げていただきました。

そして、テナントでは能登牛、小木のイカなど、地元の特産品や友好都市であります、長野県信濃町の「とうもろこし」なども販売され、沢山の方々が購入されており、大盛況でありました。そして、レーザーファンタジアや創作花

火が夜空を彩り、沢山の方々が感動されイベントを終えることができました。

また、去る8月27日に開催された「能登町子ども議会」では、12名の子ども議員の方々が参加してくださいました。

日ごろから感じている身近な通学環境や公園整備に関する事、観光や企業誘致などのまちづくりに関する事、少子高齢化対策や成人式に関する事など、多くの質問をいただきました。

これからの能登町の未来を担う子供たちが、自分たちの町に対しどのようなことを希望し、どんな町にしたいと思っているのかなど、大変貴重な意見を聞くことができましたし、改めて子供たちが町の将来のことを真剣に考えていることに感心させられました。

今後も、子ども議会を通じて、生徒達が議会の仕組みを知るとともに、子供の視点でまちづくりを考えてほしいと願っておりますし、お聞きした知恵や発想、アイデア、ご意見等につきましては、今後の町政に活かしたいと思っています。子ども達が住んでいて良かった、そしてずっと住み続けたいと思うような能登町を実現するために、しっかりと町政運営を行ってまいります。

それでは、提案いたしております 議案6件、認定10件につきまして、概要をご説明いたします。

議案第69号から第73号までは、一般会計及び特別会計の補正であります。今回の補正の主な内容は、本年 1月から2月にかけての 記録的な低温により発生した道路災害復旧費をはじめ、エアコン未整備の学校の解消を図るため、空調設備整備の実施設計費の追加のほか、国・県の内示や交付決定を受けた事業の追加、事業の進捗による組替えなどを行ったものであります。

議案第69号「平成30年度能登町一般会計補正予算（第2号）」は、歳入歳出予算の総額に、それぞれ2億4千86万5千円を追加し、予算総額を、185億7492万2千円とするものです。

歳出から説明いたします。

第2款「総務費」は、6千72万9000円の減額であります。

第1項「総務管理費」において、

一般管理費は、新たに設置する入札監視委員会の所要経費を追加しております。財産管理費では、能都庁舎の防火設備検査を追加したほか、元柳田村営プール解体工事のアスベスト処理費等の追加を行っております。

電子自治体推進費は、住民情報システム用のOCR(オーシーアル)機器更新のための所要経費の追加であります。

有線放送費では、有線放送整備事業において、国庫補助金の交付決定を受けて事業費の減額と財源調整を行いました。

総合支所整備費では、柳田総合支所整備費において、本年度分の総合支所整備事業の確定を見込み減額したほか、柳田山村開発センターの改修整備費を追加計上いたしました。また、柳田庁舎の空調設備の借上料を追加しております。内浦総合支所整備費では、同じく 本年度事業費の確定見込みによる 総合支所整備費の減額のほか、内浦福祉センター解体工事費の追加を行っております。第3款「民生費」は、532万4000円の追加であります。

第1項「社会福祉費」において、

社会福祉総務費では、平成29年度臨時福祉給付金事業の確定による国への償還金を追加しております。

社会福祉施設費では、老人憩いの家九十九荘の空調設備修繕費を追加したほか、瑞穂ゲートボール場管理棟の解体において、アスベスト処理費等を追加しました。

障害者福祉費は、65歳以上の方への医療給付自動償還払いを実施するため、障害者支援費システムにデータ取り込み機能を追加するものです。

介護保険費は、介護保険特別会計への繰出金の追加です。

第4款「衛生費」は、199万6000円の追加です。

第1項「保健衛生費」において、斎場の除雪機械購入費を追加したほか、浄化槽整備推進事業特別会計繰出金を減額しております。

第6款「農林水産業費」は、2434万2000円の追加であります。

第1項「農業費」において、

農業総務費では、本年度、イノシシの捕獲数が大幅に増加しており、捕獲報償金を追加計上いたしました。

農業振興費は、多面的機能支払事業における加入組織や農地の追加による増額であります。

畜産業費では、能登牧場の牛舎整備に対する補助金を追加いたしました。

農地費は、県営ほ場整備事業における新規2地区の土地利用構想策定業務の追加であります。

第2項「林業費」では、

県単荒廃地復旧事業において、7月の豪雨被害に伴い新たに1件が採択見込みとなり、追加計上するものです。

第7款「商工費」は、1336万2000円の追加です。

商工総務費では、消費者行政推進事業の県補助金追加内示に伴う事務費の追加です。

商工業振興費では、内浦商店連盟協同組合が国庫補助を受けて実施する地域商

業自立促進事業が、児童、高齢者の見守りをはじめ、地域内の消費拡大など公益性が高い事業であるため、補助金を追加しております。

観光費では、柳田植物公園において、近年増加しております訪日外国人旅行者の受入環境を整備するため、国の補助を受けてトイレ2カ所を洋式化するものです。

第8款「土木費」は、862万4000円の追加であります。

第2項「道路橋りょう費」において

道路橋りょう維持費は除雪機械の地方債限度額補正による財源調整であります。

道路橋りょう新設改良費は、新庁舎第2駐車場から新庁舎やコンセールへのアクセスの向上を図るため、橋りょう新設の実施設計費を新たに追加するものです。

第5項「都市計画費」は、公共下水道事業特別会計繰出金の減額であります。

第6項「住宅費」では、住宅総務費において、耐震改修促進計画の修正業務を追加したほか、県の補助要綱改正に伴い、耐震改修補助金の追加を行っております。

第9款「消防費」は、205万4000円の追加です。

第1項「消防費」において、消防施設費は、地方債限度額補正による財源調整であります。

防災対策費では、当市地内の屋外拡声器が地盤の崩壊により危険な状態となっており、移設工事費を追加しております。

第10款「教育費」は、855万3000円の追加であります。

第2項「小学校費」では、小学校教育振興費において、教材としてデジタル百科事典の購入費を追加しております。

また、本年の記録的猛暑による愛知県の児童死亡事故を契機に、児童生徒の熱中症対策が課題となっておりますが、当市の9小中学校のうち、普通教室にエアコンが設置されていない柳田、小木、松波の3小学校において、エアコン新設の実施設計費を新たに追加計上いたしました。設置工事については、国の補助採択や財源の確保等を考慮しながら、できるだけ早期の設置を図るよう努めたいと考えております。

第3項「中学校費」は、小学校教育振興費と同じく、デジタル百科事典購入費の追加であります。

第4項「社会教育費」では、公民館費において、上町公民館合鹿分館の浄化槽修繕費を追加しました。

図書館費では、本年度金沢市で開催されます「全国公共図書館研究大会」への参加費を追加計上しました。

青少年育成費では、設立30周年を迎えたオーケストラアンサンブル金沢の県内縦断コンサートの一環として、当市では市内中学生を対象に、能都中学校

体育館で開催することになり、所要経費を追加するものです。

文化財保護費は、県指定文化財であります中谷家の本年度調査によって、背後の山にも、当時の痕跡(こんせき)が遺(い)存(そん)していることが判明し、追加測量調査を実施するものです。

第11款「災害復旧費」は、2億3733万9000円の追加です。

本年1月から2月にかけての記録的低温によって、町道に凍上災害が発生しました。

今回、補助災害に認定された19件について新たに追加計上するものですので、よろしくお願いいたします。

以上、2億4086万5000円の財源として、
歳入に、

第11款「分担金及び負担金」

第13款「国庫支出金」、

第14款「県支出金」、

第18款「繰越金」、

第19款「諸収入」、

第20款「町債」を追加し、

第17款「繰入金」を減額して収支の均衡を図りましたので宜しく願いいたします。

議案第70号「平成30年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、

保険事業勘定において5859万4000円を追加し、予算総額を27億113万3000円とするものです。

歳出の主な内容は、システム改修費や、平成29年度療養給付費等の精算返納金の追加などであります。

歳入では、

「国庫支出金」「県支出金」「繰入金」「繰越金」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第71号「平成30年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）」は、保険事業勘定において、6726万6000円を追加し、予算総額を28億3170万7000円とし、サービス事業勘定において、386万3000円を追加し、予算総額を1801万5000円とするものです。

保険事業勘定の歳出では、介護予防・生活支援サービス事業の実績を見込んで増額するほか、平成29年度介護給付費等の精算にともなう返還金の追加と地

域支援事業費の過年度償還にかかる一般会計繰出金の追加などであります。
歳入で、「国庫支出金」「支払基金交付金」「県支出金」「繰越金」を追加し、収支の均衡を図りました。

また、サービス事業勘定では、藤波デイサービスセンター及び七見デイサービスセンターの過年度分指定管理料を追加計上いたしました。

歳入で、第3款「繰入金」を追加し、収支の均衡を図りました。

議案第72号「平成30年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、2617万2000円を追加し、予算総額を、6億7405万円とするものです。

その内容は、施設管理費において、災害時における事業継続計画の修正業務を追加したほか、藤波地内法面崩壊災害復旧に伴う下水道監視ケーブル移設工事費を追加しております。建設改良費は、国庫補助金の内示に伴う事業費の追加であります。

また、公債費において、資本費平準化債の確定に伴う財源調整を行っております。

歳入で、

「国庫支出金」「諸収入」「町債」を追加し、「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

議案第73号「平成30年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）」は、78万円を追加し、予算総額を7686万4000円とするものです。

その内容は、県補助金の確定により、建設改良費において5人槽1基を15人槽1基に変更するものです。また、公債費において、資本費平準化債の確定に伴う財源調整を行っております。

歳入で、

「県支出金」「町債」を追加し、「繰入金」を減額して収支の均衡を図りました。

次に、議案第74号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例について」は、能登町立上町公民館斉和分館の廃止に伴い、所要の改正を行うものであります。

次に、認定第1号「平成29年度 能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から認定第10号「平成 29年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの10件につきましてご説明いたします。

これら10件の認定につきましては、平成29年度一般会計、及び7特別会計、並びに2企業会計の歳入歳出決算であり、地方自治法第233条第3項及び地方公営企業法第30条第4項の規定に基づき、監査委員の意見を付して、議会の認定をお願いするものであります。

なお、平成29年度の決算状況につきましては、別冊の「平成29年度主要施策の成果説明書」の中でも決算額の概要を明記しておりますので、円滑な審査が進められますようご理解とご協力をお願い致します。

以上、本会議に提出いたしました議案等につき、その大要(たいよう)をご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただきまして、適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうか よろしくお願い申し上げます。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（向峠茂人）

日程第3 議案第69号から、日程第8 議案第74号までの6件についての質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。質疑はありませんか。

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

議案第69号、8款土木費で、新設の道路橋りょう費の実施設計の委託料1,200万上がっております。これに対して少し聞きたいなと思っています。特に設計費の基礎となる橋の金額的な概要を含めて、もう少し説明をお願いしたいと思います。

なお、この説明に関しては、担当課は言われたものをつくるんでしょうけれども、庁舎の建設等に対応してきた副町長もしくは総務課のほうにこれをお答え願いたいと思います。よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

それでは、鍛冶谷議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、この設計費の概要についてでありますけれども、現在計画しているこの橋梁につきましましては、現在建設中の新庁舎並びにコンセールの駐車を誘導するための橋梁を予定しております。現在建設中の新庁舎並びにコンセールは、梶川を挟みまして第2駐車場を現在整備されております。この第2駐車場でありますけれども、第2駐車場につきましましては、海側、こどもみらいセンター側の町道2級宇出津4号線と、それと山側の町道宇出津8号線と接続しております。

コンセール並びに新庁舎につきましましては、それぞれホールがありますし、市民の利用がかなり多くなる可能性があるということで、新庁舎につきましましては第1駐車場で、一応駐車場は確保しておりますけれども、それが不足するということで第2駐車場を整備したものであります。梶川を挟みましてコンセール、宇出津庁舎側の町道につきまして接続させるということであります。

設計費1,200万円につきましましては、この橋梁の実施設計を行うということとを予定しております。

完成は、新庁舎が完成する平成32年1月前にはこの橋梁を開通させたいというふうに計画をしております。

根拠となる設計でありますけれども、これは近くで建設を予定しておりました橋梁を参考にして概算の設計費を算出したものであります。

おおむねその橋梁の事業費でありますけれども、これは実際に設計してみないと、どれぐらいのものになるかということは多少前後はあるかと思っておりますけれども、おおむね7,000万から8,000万程度の事業費を予定しているところであります。

また、今後の予算的なものでありますけれども、これは今回、設計費のみを予算化いたしました。設計ができ上がった段階で、恐らく12月の定例会議になると思っておりますけれども、橋梁の工事ですので、おおむね30年度、31年度かけまして債務負担を打ちまして予算化をしたいというふうに考えておりますので、どうかご理解のほうよろしく願いいたします。

議長（向峠茂人）

14番 鍛冶谷眞一君。

1 4 番（鍛冶谷眞一）

今ほど説明を受けました。ただ、それでも私は少し合点がいきません。

まずは川に至るまでの道路の幅が現在の道路幅でいうと5メートルに足りません。4メートル95ぐらいでした。そして、導入路の入り口でもそうでしたが河川に面したところもそれぐらいの寸法です。

それから、次の上流のほうのジョウト橋まで実質あるのは35メートルぐらいです。

河川には必ず河川の管理道路というものがあります。今現在もあります。その歩道を使ってやるようなことをできないのか。果たしてここに今おっしゃった実施設計費と工事金額を見ますと、どう見ても1億のトータルは出ると思えます。その1億の効果が本当にあるのか。駐車場は59台ですから、第2駐車場。59台のために、その大きな道路をつける必要があるのか。

それからもう一つ、庁舎に何かがあった場合の避難路であったりする場合も、あの周辺には避難路等に当たるものがいっぱいございます。今慌ててそこにつくるのかどうかも必要は私はないと思っている。ある意味では、歩道だけでもいいんじゃないか。歩道がどれぐらいの規模になるのか、私はわかりませんよ。でも少なくとも今、車道で5メートルに満たない道路から乗っかる橋をつくるのは大変ナンセンスじゃないかなというふうに考えております。

そこで私のほうは、今回の議案は出てきましたが、保留とかそういうことはできないのか。おろすことはできないのか。そこを一旦は尋ねておきたいと思えます。

議長（向峠茂人）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

今ほどの鍛冶谷議員のご質問は、現在予算化を目指しております橋梁につきまして、その効果が余り期待できないのではないかなというようにご指摘かと思えます。

庁舎が完成したときのことを考えますと、現在は能都庁舎、柳田庁舎、内浦庁舎でそれぞれの課を配置していますけれども、これが統合庁舎になってくるということもありますし、先ほども少しご説明しましたけれども、庁舎自体に大きなホールを予定しています。また、コンセールも現在かなりの利用数があるということでもあります。

そういった状況の中で、まずは恐らく庁舎に近い第1駐車場のほうへ町民の方々は駐車をしに行かれるのではないかなと思います。そこが満車のときに第

2 駐車場へ向かうということになります。

現在、第2駐車場の橋をかけないでアクセスしようとしますと、現在の広い山側の橋もしくはAコープ側の少し狭い橋を通して駐車場へ向かうということが考えられます。そのときに、かなり町民の方々にご不便をかけるのではないかと。

鍛冶谷議員おっしゃるように、歩道の検討もいたしました。ただ、実質、歩道の概算費用、経費を算出しますと、さほど道路が通れる橋梁との事業費の差がなかったということでありまして、それであれば町民の方々が利用しやすいような、車が通れるような橋のほうが適正ではないかということで、現在そういったことで実施設計費を提案させていただきましたので、どうぞご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

同一議題に3回までですけれども、今3回目ですね。

今の説明で少しわかっているんですが、この財源に関しても1,200万、起債ですよ。40万が一般会計から、足して1,240万という形になっているわけなんですけれども。

もう1点、私はちょっと気にかかるのは、道路法をひもとくまでの時間はなかったんですが、果たしてジョウト橋から35メートルぐらいのところにもう一度、丁字路交差点があつていいのか。交通の便で本当に支障がないのか。

それから、今ほどの説明でもコンセル等の利用の方とか来庁者とか全てを含めたときに大変ここは利用度が高いということなんです、この前のいやさか広場で、車が本当に来庁者で満タンになることって年に何回ありますか。そんなに多くはないですよ。むしろ違法駐車の方がいっぱいいて満杯になることはあるかもしれません。

第2駐車場を求めたところまではよしとしましょう。でも、これに関して、そこまで車が通るような橋をどうしてもつけなければいけないというのは、私には合点がいきません。もう少し町民の負担等を考えたときに、慎重な執行を求めて、私の質問を終わりたいと思います。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑ありませんか。

2番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

14 ページの障害者福祉費についてお伺いします。

私の認識が間違っているかも知れませんので、そのときは正していただいで教えてください。

これは先ほど町長の説明のところでいいますと、65 歳以上の方への医療給付自動償還払いを実施するために障害者支援費システムにデータ取り込み機能を追加するものだというふうに説明がありました。

いろんな形の相談を受けているときに、障害者の方が60代のときに、要するに現物支払いがあつて償還払いはなかった。償還払いというのは、要するに一回自分が支払って後から戻ってくるということですよ。そういう形がなかった。現物払いになっていたのに、65歳になったら償還払いになった。逆に不便になった。こういう苦情がありました。

このことについても、これについて、この事業は65歳以上の方への償還払いをするためにこういうシステムをつくるということで事業費が上がっているわけですね。そのシステムを、今言ったとおり町民の方は非常にそれに対しての苦情を持っている。何でこんなシステムになつとるがやと。ということの説明をお願いしたい。

議長（向峠茂人）

健康福祉課長 大森凡世君。

健康福祉課長（大森凡世）

今ほどのご質問であります、心身障害者医療費という事業は、県が主体でやっております。65歳未満、64歳までは現物給付ということで、医療機関に支払わなくてもいいというふうなことになるんですけども、65歳からは、一旦払って、領収書を持って役場に申請して、それからお戻しするという事になっているんですが、それはずっと以前から県のほうで、65歳以上も現物払いにできないかということでお願いしているわけなんですけれども、それはいまだに県は認めておりません。

そうした中で、そういうお声も聞いていますので、町として単独で、町内医療機関のみであります自動償還払いにするということで、8月診療分からやるということになっています。

その中で、この補正で上げたのは、宇出津病院のデータが量が多いものから、それをシステムに取り込むということで、その機能を追加するために43万2,000円の追加をお願いしたわけなんですけれども、あとのほかの医療

機関は数が少ないので手入力するということで対応しようかなというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

私の理解がちょっとあれなので、もう一回、確認をさせていただきます。

そうしたら、形として、先ほど言ったとおり償還払いが普通になってしまっている。県のやり方なので。そうでしょう。65歳以上になったら償還払いになるというのに対して、現物払いにするような形にするという意味。町内だけ。

健康福祉課長（大森凡世）

現物というのは、自己負担金を払わないでもいいというやつなんです。償還払いというのは、一旦領収書を役場に申請して、後でお戻しするというのが償還払い。自動償還払いというのは、払うんですけども、役場に申請に来なくて、払った分をデータをいただいて、その分を後からお返しするということになります。

2 番（田端雄市）

振り込みでもされるわけ？

健康福祉課長（大森凡世）

そうです。

2 番（田端雄市）

ありがたいね。

わかりました。非常にありがたい話だなと思います。

私も聞いたのはそういう話で、65歳になって、今まで楽だったのが年いっただら余計不便になったという話がありましたので、この点が町民が理解できれば非常にありがたい話だと思いますので、また周知してください、しっかり。

2 点目にお願いします。

2 点目は、商工業振興費で、今回、先ほどの町長の説明は、内浦商店連盟の協同組合が国庫補助を受けて実施する地域商業自立促進事業が児童と高齢者の見守りを初め地域内の消費拡大など公益性が高い事業として取り上げた。この

ように説明がありました。

非常にいい話でないかなと思うので、もっと具体的に説明をお願いしたい、こう思いますので、よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

ふるさと振興課長 田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

今ほどの質問に対しまして、ご説明をいたします。

補助金の275万9,000円ですが、内浦商店連盟組合が国庫補助を受けて実施をします今ほど言われました地域商業自立促進事業、その一部の補助を追加補正するものであります。

この地域商業自立促進事業というのは、簡単にご説明をいたしますと、商店街等を基盤としまして、地域経済の持続的発展を図るために地方公共団体と密接な連携を図り、商店街組織が単独で行う公共性の高い取り組みを支援する事業であります。このことによって、商店街が長期的な発展と、それから商店街が自立化を促進する。そういうことによって商店街の維持、強化を図ることを目的とした国の事業であります。

具体的に内浦商店連盟協同組合が取り組む事業といたしますのは、現在もありますが、お買い物カードのポイントカードであります。そこに安心、安全を付加するカードに機能を構築する。この事業を行うものであります。その内容につきましては、内浦商店連盟のほうでは平成6年からこのポイントカードがありますが、現行の買い物のカードに児童の見守り、あるいは高齢者の安否確認機能を持つIC型のポイントカードシステムを導入するということでありま

す。

そのことによりまして、町外に流れている消費を地元商店街に取り戻すということもありますし、その事業そのものの見守り機能が町のまちづくりの方向性と合致するということで、公共性の高い取り組みと判断をして、支援して補助するものであります。

児童の見守り機能というのは、具体的に申しますと、児童が学校に登下校の際に、学校に端末機を設けます。その端末機に児童がポイントカードをかざすことによって、これはあらかじめ登録をしてある保護者のスマートフォンに、今登校しましたよ、あるいは今下校しましたよという情報が自動的にメールで届ける機能。そういう機能を付加するということ。

それから、高齢者の安否確認機能といたしますのは、あらかじめ高齢者の方が組合のほうに名簿承認承諾をして届けてもらいます。その方が一定期間、まだ

具体的には決まっておりますが、約1週間から10日、そのカードの利用がなかった場合に、どうなっているかという安否を確認するために保護者のほうに連絡が入る機能。

この2つの機能を付加するということで、町の地域における防犯あるいは高齢者が元気に暮らせる高齢者福祉の向上にも合致するというので、今回この内浦商店連盟協同組合が行う事業に対しまして町が支援するものということがあります。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

大変丁寧な説明でしたので、聞いている方も非常にわかったのではないかなと思います。

すばらしい事業だと思いますので、これがまた改めて、内浦だけでなくいろんな形で採用されていけば、今ほど説明があったとおり児童の安全・安心、それからまた高齢者の安定、そういうものにつながってくる。

地域がそういう形で見守って育てていこうという姿勢があれば、私は地域のコミュニティがしっかりまた築かれてくると、こういうふうに思いますので、そういう意味ではしっかりその事業がもっと発展的に町内全域につながっていけばいいなど、こう思いながら説明を伺いました。

また頑張ってください。ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑はありませんか。

1番、馬場等君。

1番（馬場等）

歳入のほうなんですけれども、9ページの国庫支出金で、商工費国庫補助金、観光費補助金というやつですね。訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、この事業についてちょっと教えてほしいんですけれども、よろしいですか。

議長（向峠茂人）

ふるさと振興課長 田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

今ほどのようなご質問に対して、ご説明をいたします。

歳入のほうで申されましたが、実際、歳出、7款1項3目観光費の中に、15節に1,044万4,000円という形で工事請負費を設けてございます。この事業に対する歳出の裏づけとして、国庫補助として3分の1の補助金をいただくものであります。

これは、訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業、非常に長い事業であります。外国人が日本に訪日して観光客として入ってこられる方々が非常に多くなっている。そのために、日本の特に公衆トイレを和式のものを洋式化して訪日外国人の利便性を図るということの事業が国土交通省の観光庁から今年度の4月から10月にこの申請、募集がありましたので、町として訪日外国人の観光客に対応するために今回緊急的に応募、募集をしたということで、今回の補正に上げさせていただきました。

この内容をご説明すればよろしいですか。それとも、もう少し。

1番（馬場等）

洋式、要するにトイレの部分だけなんですか。例えば看板とかいろんなインバウンド、外国人用の看板とか、そういうのも全部いろんなものがあるのかなと思いましたので、ちょっと聞いたんですけれども。

ふるさと振興課長（田代信夫）

今回は、観光地の公衆トイレ整備費ということで、その分の申請をしておりますので、その整備内容につきましては、やなぎだ植物公園にある2カ所の公衆トイレを和式化から洋式化にしようということであります。

1番（馬場等）

2カ所の、せつかくだから場所とかは、もう決まっているんですか。それをちょっとお願いします。

ふるさと振興課長（田代信夫）

その説明をすればいいですか。

やなぎだ植物公園にある、お祭り広場、芝生の広場の前にあるトイレと、それから合鹿庵、ご存じだと思いますが合鹿庵の横にあります公衆トイレ。この2カ所を現在和式の便器でありますものを全て洋式化にすると。

それから、お祭り広場のトイレにつきましては、数が少ないんじゃないかという前回もそういうご質問もありましたので、2基ふやまして少し利用形態に合わせまして増設をしたいということでもあります。

あわせて自動の水洗化、それからトイレの室内外の照明もＬＥＤ化にするという、いわゆる機能の向上も図っていききたいなということであります。

もう一つ申しますと、能登町の外国人旅行者の実績で申しますと、２７年が１，８１８人でありました。２９年、昨年ですけれども３，１６７名の方がわかっておる状況。いわゆる宿泊施設だとか観光施設で外国人とわかる人数が年々ふえてきておりますので、まずは公衆トイレを整備し、それから今ほど言われましたように観光パンフレットだとかそういうものは現在も整備しておりますし、それから観光ポータルサイトの中にもモデル観光周遊事業、そこも外国語の対応をするということにしておりますので、徐々にそういう訪日外国人の対応の観光整備を行っていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

１２番、志幸松栄君。

１２番（志幸松栄）

よろしくお願いします。

同じ質問になるかもわかりませんが、トイレの問題でございます。

商工費、よろしいですか。説明。

議長（向峠茂人）

ページ数を言ってから言ってください。

１２番（志幸松栄）

１６ページでございます。同じ質問になると思いますけれども。

商工費、補正、２つともトイレの質問でございます。

補正が１，０００万弱ですね。このトイレ、２カ所、新築というようなことじゃないかなと思うんですけれども、前回もある議員の方が質問されました。トイレの問題、２カ所つくるという、どういうものをつくるのか。

それともう一つは、なぜこういう質問をするか。先ほど言われたもう１カ所のトイレの改修で、上町の公民館、２カ所で６２万７，０００円なんです。すごい差額ですねということで、どういうような、ちょっと説明願いたいなと。両方の説明です。

以上です。

議長（向峠茂人）

志幸議員、今の質疑は、16ページですか。

12番（志幸松栄）

16ページと、それからもう一つが18ページでございます。

議長（向峠茂人）

ふるさと振興課長 田代信夫君。

ふるさと振興課長（田代信夫）

それでは、16ページの工事請負費の1,044万4,000円の内訳についてご説明をいたします。

先ほども申しましたが、平成30年度訪日外国人旅行者受入環境整備緊急対策事業という長い事業であります。これは国土交通省の観光庁が公衆トイレの洋式便器の整備及び機能向上という、こういう事業で整備をするものであります。再度になりますが、国から3分の1の補助事業を受けて整備するものであります。

工事請負費の内容であります。2カ所の公衆トイレを整備、改修するものであります。1つは、お祭り広場のトイレの改修工事、これが640万です。この内容は、和式トイレ3台を洋式トイレ5台に増設をして改修をする。それから、洗面器の自動水洗化と照明のLED化。もう1カ所の合鹿庵のトイレ改修工事は403万9,000円。ここは和式トイレ3台を洋式化3台に改修をし、あわせて洗面器の自動水洗化と照明のLED化をする工事請負費で、1,044万4,000円、これは消費税込みの予算、補正の要求額です。

先ほどの国の補助事業の3分の1の根拠は、消費税を抜かした金額に対しての3分の1が国庫補助というふうになりますので、よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

教育委員会事務局長 兄後修一君。

教育委員会事務局長（兄後修一）

それでは、志幸議員のご質問にお答えしようと思います。

18ページ、10款4項3目公民館費の補正62万7,000円についてありますが、この補正につきましては、現在使用している上町公民館の合鹿分館ですが、合鹿分館の使用している浄化槽を点検しましたところ、修理が必

要ということがわかりましたので、今ある浄化槽の修理費を計上させていただきましたので、よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

12番、志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

教育のほうは、私は全協の勘違いでございました。2カ所の改修かなと思っておった。どうも失礼いたしました。わかりました。トイレを新しくするのかなと思って、安いかなと思って、金額が。

それともう一つは、商工費のほうは、私、新設するのかなと思ったものですから。ただし、この前、ツツジのあのときに植物公園へ行って、トイレの数が少ないかなと思って。あの広いところに2カ所か3カ所。何カ所あるって私は重要視して考える。だから、新設するのかなと思って聞いたわけでございますので、改修ということですね、課長。はっきりわかりました。だけど、にもかかわらず1,044万4,000円ということ、ちょっと高額な金額かなと思って。

私は、なぜトイレの2つをしたというと、やはり能登町の顔というものは、このごろはトイレだと思っております。また、いろいろと執行部の方も聞いておられると思うんですけども、街道沿い、8号線沿いにも結構トイレがありますけれども、これも順次、改修なり改装していただければかなと思って。もう30年ぐらいたつんじゃないかなと思うものですから、水洗化は水洗化ですけれども、トイレの改修その等、また施設のほうの病院その等のトイレも改修してほしいなど。

今一番、私、感じているところは、金沢へ行くときに高松ですか、トイレすごいきれいになったかなと思っているんですよ。あれはやっぱり石川県の顔だと思う。観光客も来やすいし。

能登町も、やはり一番初めに観光客を呼ぶ、人に来てもらうということは、トイレの改修からだとは私思いますので、この質問をさせていただきました。課長、ありがとうございました。

もう1点だけ、ひとつ議長、お願いいたします。

鳥獣対策の1,300万円。

議長（向峠茂人）

まずページ数を言ってください。

12番（志幸松栄）

15ページでございます。農業費1,300万。これの詳細をちょっと、課長、言ってください。先ほど聞きましたけれども、もう一遍、説明願います。細かく。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 五田秀綱君。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、志幸議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

今回は、鳥獣被害対策ということで1,300万円というちょっと大きな金額を補正させていただいています。

その根拠といいますか内訳なんですけれども、当初予算のほうでは、イノシシの捕獲頭数を380頭というふうに考えておりました。ただ、奨励金については、捕獲したイノシシが成獣であるのか幼獣であるのか、あるいは狩猟期であるのかによって若干単価は異なりますけれども、380頭で700万円ということで計上しておりました。しかし、7月から8月にかけてなんですけれども捕獲頭数が非常にふえております。農林課としては、うれしい面でもあるんですけれども、捕獲隊員の方が非常に努力をされて個体数を減らしてくださっているということで大変ありがたいんですけれども、そういったことも考えまして、ことし1年間で大体700ちょっとぐらい行くのじゃないかなということで考えまして、そうすると計算すると合計ですから1,100頭ぐらい行くんじゃないかということでありまして、そうすると今回700ちょっとぐらいの分ということで1,300万円ということ補正させていただいたということになります。

よろしく申し上げます。

議長（向峠茂人）

12番、志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

これについてはわかりましたけれども、これはイノシシだけでしょうか。ほかの鳥獣も入るんでしょうか。結構、繁華街、宇出津並びに松波でも鵜川でも電気のついている、街灯のついている防犯灯が赤々としているところでもかわらず、キツネ、タヌキその等は全部出てくるもんですから、鳥獣が。そういう問題も対象にされるのでしょうか。それを一つお聞きしたいなと思っており

ます。

議長（向峠茂人）

農林水産課長 五田秀綱君。

農林水産課長（五田秀綱）

それでは、志幸議員のご質問にお答えしたいと思います。

今回の補正については、イノシシ以外のそういった要因に関する費用も含まれているのかということなんですけれども、今回の補正分については、イノシシが大量に捕獲されているということで、今回の分はイノシシの捕獲に要するものだけということになっておりますので、よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

質問3回超えましたけれども、よろしいですか。

12番（志幸松栄）

3回超えた？ いいですよ。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま議題となっております、議案第69号から議案第74号までの6件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、議案第六十九号から議案 第七十四号までの六件については、お手元に配布しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

日程第 9、認定第 1 号「平成 2 9 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、

日程第 1 8、認定第 1 0 号「平成 2 9 年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの 1 0 件について、質疑を行います。

質疑は大綱的な内容でお願いします。

質疑はありませんか。

（質疑なしの声）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第 1 9、「決算特別委員会の設置及び委員の選任について」を議題といたします。

お諮りします。

認定第 1 号「平成 2 9 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第 1 0 号「平成 2 9 年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの 1 0 件については、能登町議会委員会条例第 6 条の規定により、6 人で構成する決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、認定第1号から、認定第10号までの10件は、6人の委員で構成する、決算特別委員会を設置し、これに付託して、審査することに決定しました。

お諮りします。

ただいま、設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第8条第4項の規定によって議長が指名することにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、決算特別委員会の委員は、議長において指名することに決定しました。

それでは、指名します。

決算特別委員会の委員に、

- 1 番 馬場 等 君
- 2 番 田端 雄市 君
- 4 番 國盛 孝昭 君
- 6 番 小路 政敏 君
- 8 番 椿原 安弘 君
- 14番 鍛冶谷 眞一 君

以上の6人を指名します。

お諮りします。

以上の6人を、決算特別委員会の委員とすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、ただ今指名しました6人が、決算特別委員会の委員に決定しました。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここで、しばらく休憩します。

休憩中に、5階委員会室で、決算特別委員会を開き、委員長、副委員長の互選をお願いいたします。(午前11時17分)

再 開

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時34分)

それでは、委員会条例第9条第2項により、休憩中に決算特別委員会で互選されました委員長、及び副委員長をご報告いたします。

決算特別委員会、委員長に

14番 鍛冶谷 眞一 君

副委員長に

8番 椿原 安弘 君

以上であります。

これで、決算特別委員会委員長、副委員長の互選結果の報告を終わります。

日程第20、請願第1号「児童館開設に関する請願書」の1件を議題とします。

今期定例会において上程することとした請願は、お手元に配布してあります請願文書表のとおりであります。

請願について、紹介議員の趣旨説明を求めます。

請願第1号「児童館開設に関する請願書」について

8番 椿原 安弘 君

8番 椿原 安弘

請願第1号「児童館開設に関する請願書」の趣旨説明をさせていただきます。
小木地区においては、児童が集うところがなく、地域コミュニティ、住民相互の関係も薄れてきている。

子育て支援、また地域の伝統、古き知恵の文化の伝承のため、小木地区に児童館の開設を切望するものでございます。

請願者の住所、氏名は

◎能登町字小木10字103番地乙丙

小木区長 岩城(いわき) 修三(しゅうぞう)、

◎能登町字越坂4字34番地2

小木小学校PTA会長 土場(つちば) 雅彦(まさひこ)様でございます。

以上、趣旨説明を終わります。

議長（向峠茂人）

請願の趣旨説明が終わりました。

お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、請願第1号は、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

ただいま付託されました請願の審査結果については、今期定例会議期間中に報告していただきますようお願いいたします。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここで、暫く休憩いたします。

再 開

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。

本日、決算特別委員会委員長

鍛冶谷 眞一 君から発委第2号「事務検査に関する決議について」の1件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、この1件を日程に追加し、追加日程第1として、日程の順序を変更して直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、発委第 2 号「事務検査に関する決議について」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

決算特別委員会委員長

鍛冶谷 眞一 君

決算特別委員会委員長 鍛冶谷 眞一

ただいま提出いたしました発委(はつい)第 2 号「事務検査に関する決議について」の提案理由の説明をいたします。

町長が決算を議会の認定に付すに当たって地方自治法で提出が義務付けられている書類は

- ①決算書
- ②歳入歳出決算事項別明細書
- ③実質収支に関する調書
- ④財産に関する調書
- ⑤決算年度における主要施策の成果説明書にとどまるものであります。

今回、提出したこの決議は、さらに決算審査の意義を高めるため、前述の書類だけでなく、地方自治法第 98 条第 1 項に規定されている「町の事務に関する書類及び計算書を検閲し、町長、教育委員会をはじめ、その他法律に基づく委員会又は委員の報告を請求して、当該事務の管理、議決の執行及び出納を検査出来る」議会の権限を、決算特別委員会に委任するものであります。

つきましては、議員各位におかれましてはご審議のうえ、ご賛同賜りますようお願いいたします。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（向峠茂人）

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(質疑なしの声)

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで、質疑を終わります。

討 論

議長（向峠茂人）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(討論なしの声)

議長（向峠茂人）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（向峠茂人）

これより、発委第2号「事務検査に関する決議について」を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

異議なしと認めます。

よって発委第2号は原案のとおり可決されました。

休会決議について

議長（向峠茂人）

日程第２１、「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

委員会審査等のため、９月４日から、９月１０日までの７日間を休会としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（異議なしの声）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、９月４日から、９月１０日までの７日間を休会とすることに決定いたしました。次回は、９月１１日午前１０時から会議を開きます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日は、これにて散会いたします。

ご苦労さまでした。

散 会（午前１１：４６）

開 議（午前１０時００分）

開 議

議長（向峠茂人）

ただいまの出席議員数は１４人で、定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

あらかじめ本日の会議時間を延長しておきます。

一般質問

議長（向峠茂人）

日程第１ 一般質問を行います。

なお、本９月定例会議から一般質問を有線放送による生放送として中継いたしますので、ご了承願います。

次に、あらかじめ申し上げておきますが、一般質問の形式は一問一答方式とし、能登町議会申し合わせ事項により質問者の持ち時間は答弁の時間を含まず３０分以内となっております。また、質問の回数は質問事項に対し３回までとなっておりますので、遵守されますようお願いいたします。なお、関連質問においても申し合わせ事項により原則として認められておりません。

それでは、通告順に発言を許します。

４番 國盛孝昭君。

４番（國盛孝昭）

改めて、おはようございます。

私からも改めて、さきの北海道胆振東部地震で被災された方、そしてお亡くなりになられた関係の方に心からお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

また、さきの集中豪雨、そして台風２１号、そして昨今の大雨と大変いろいろな状況の中で被害に遭われた皆様方に、いつときも早い復旧を心から願っておるところでございます。

言うまでもなく、近年の気象状況の変化、特に今までにないような想像のつかない状況が至るところで起こっております。大雪を初め、豪雨、猛暑、酷暑と言っているのか、この暑さ。そして台風。それに追い打ちをかけるような地

震と、何がどのようなときに起きるか、大変、年寄りを抱えた能登町においても不安がいっぱいでございます。

特に行政、政治の根源、根本である住民の生命、財産の保全、これにつぎましての危機管理のあり方については、議会はもとより執行部中心となって今後の対策、対応にいろいろと研究に取り組んでいく必要があると思っております。また、これについては後ほど、10月、議員の改選時期でもありますが、もし住民の方の推薦、承諾が得られれば、私も次にまた向かって議員活動に取り組んでいきたいというふうに考えております。

それでは、きょうの私の質問でございますが、現在、新庁舎が建設中でございます。特に厳しい財政の中で、貴重な財源を投資して行う庁舎建設であります。仏をつくって魂を入れずということにならないように、ひとつ執行、議会も両輪で襟を正して取り組んでいきたいというふうに思っております。

その中で、町長も以前から町民の一体感の醸成ということを申し上げておられました。私も同感でございます。特に町政を進める中で、役場職員の意識の改革というか意識高揚の策が大事だというふうに思っております。

そこで、町長には庁舎の開庁に向けた庁内の意識改革を初め町民の一体感の醸成について、こういった取り組みを考えておいでなのか、お聞かせ願いたいと思います。町長、よろしくをお願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、國盛議員の質問にお答えさせていただきますが、新庁舎の建設というのは、平成27年11月20日に新庁舎基本構想策定委員会から旧宇出津駅周辺を建設候補地との答申をいただき、平成28年8月8日、役場の位置を定める条例の一部を改正する条例を可決いただきました。その後は、実施設計のプロポーザル、入札、請負契約の締結、そして平成29年12月16日には起工式を行い、来年秋の完成、そして平成32年1月の開庁を予定しております。

町民意識の一体感の醸成に向けた取り組みとしましては、新庁舎で最も住民の皆様に使ってもらえるものは大ホールであろうかと思っております。町政15周年記念事業の折には、町民の一体感を醸し出せるような企画を取り入れていきたいと考えております。

また、新庁舎が開庁されますと、平成17年3月の合併時からの分庁方式が本庁方式に変わることになります。これまで連絡、打ち合わせ等で非効率的な

点、管理部門が二重となる点などが解消されると考えられます。また、このことにより行政サービスのあり方、住民の庁舎利用、ＩＴ変更、情報伝達・情報共有、合意形成のほか、住民の生活行動の変化などさまざまな克服すべき課題が存在するものと考えられます。

そのためには、これまで目指してまいりました「奥能登にひと、くらしが輝くふれあいのまちづくり」、そして、これから目指します「住民が自信と誇りを持てる力強いまちづくり」に取り組み、私たちの先人が守り続けてきた文化や町がこれまで進めてきた施策をしっかりと未来につなげていくことが重要と考えております。

そして、職員の意識改革、高揚も必要と思いますので、その意識改革や高揚策として職員研修は引き続き実施していきたいと考えております。また、役場の業務は幅広く、かつ専門性も問われるところであるため、開庁以前の準備段階から副町長を先頭に分庁方式から本庁方式へのスムーズな移行を図りたいと考えておりますので、議員の皆様にもご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

４番 國盛孝昭君。

４番（國盛孝昭）

町長のお考えにあるとおり、私も同感なところがございます。

私もここに議席をいただいて２期８年がたちます。その間、頭は白くなり、ひげも白くなり、黒いところは腹だけということでございますが、町長は頭は真っ黒で腹も白い、そして清潔感を与えております。私はそう感じております。

そういった中で、清潔感を与える町長の今後に期待はいたしたいというふうに思いますが、ただ、厳しい財政状況の中で、先ほど町長のほうからも話がありました平成１７年３月の合併、そして議会としては議員定数の見直し、そして新庁舎の基本構想策定委員会の答申を受けて、今ほど町長のお話にありました新庁舎の建設に至る。この間には、分庁方式をとってきた合併以来の状況を統合庁舎というふうに考え方を見直してきた議会の議決もございました。

そういった中で現在進んでいるわけですが、やはり町民の中には、いろんな考え方をお持ちの方もございます。箱物ばかり建てているんじゃないか。財政は大丈夫なのか。また、もっと福祉、それから教育の充実を求める声もあります。

身近なところでは、道路のうちの前にあいている穴を塞いでほしい。こういった声もあります。私も確かだと思います。

確かに優先順位にはさまざまな考え方、見方があると思いますが、私として

も今後の新しいまちづくり、そして新しい町になったわけで、今後本当にそれを進めていく大事なときでございます。

それには行政体系の根幹とも言うべき役場のあり方なんですが、統合庁舎は必要というふうに考えております。特に国の財政特例がある今日に建てることこそ必要だというふうに、私はこの２期８年間、考えてまいりました。ただ反対される方、いろいろな方はございます。

私は、先ほど町長からもお話があった特に合併以来、旧３町村の意識、一体感の醸成、これは何よりも必要というふうに考えております。

そういうことで、私は、まちづくりは人づくりということに考えております。特に人づくりの中心で行政を進めていくべき役場職員。役場職員は、いろいろな角度で努力はされております。されておりますが、町民から見て、やはりまだちょっと、もう少し考えてほしいとか、もうちょっとここをなとか、そんな声もあります。私自身も役場に身を置かせていただいて４０年やってきました。反面教師で、私の足りなかったことばかりを反省しながら、今後、職員にひとつまた、もしお話しできることがあればお話をしていきたい。それが議員の、そして議員活動の役場職員が仕事を進めやすい、そういう環境を考えることも一環だというふうに、私はそういうふうにとっておりますので。

その役場職員の中心になるのは、やはり副町長でございます。特に空席期間もあったわけですが、町長が現下野氏を選任されたわけですが、下野さんも行政経験をお持ちの中で就任されたわけですが、町長に一つお聞きしたいことがあります。下野さんに何を期待して、どうしてほしいのか。期待するところをひとつお聞かせ願いたい。

町長、お願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは國盛議員の質問にお答えさせていただきますが、下野副町長には、議員がおっしゃるように、これまで長年の行政経験があります。その行政経験を生かしていただいて、私の補佐役として、また私と職員とのパイプ役として、そして新庁舎への移行はもちろんですが、今後のまちづくりを円滑に進行していくための牽引役となっていいただきたいというふうに思っております。

國盛議員がおっしゃるように課題というのはたくさんあるかと思っておりますが、魅力あるまちづくりを目指すためにも邁進してくれることを下野副町長には期待したいというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

4 番 國盛孝昭君。

4 番（國盛孝昭）

町長の副町長に期待するところ、お考えはわかるつもりでございます。町長が三顧の礼をもって迎え入れた下野副町長、期待をするところでございますが、副町長には就任されて半年間、6 カ月がたつわけですけれども、行政職員としての経験から改めて政治色の強い副町長としての心境、そして町長のお話にありました今後の姿勢、どういうふうに取り組んでいくのか。役場職員の先頭に立って取り組むのか。その辺をひとつ副町長、お聞かせ願いたいと思います。

議長（向峠茂人）

副町長 下野信行君。

副町長（下野信行）

改めまして、皆さん、おはようございます。

それでは、國盛議員のご質問に答弁をさせていただきます。

今後の職務に対する姿勢、取り組みについてはどうかということでございますが、私は、議員ご承知のとおり能都町、そして能登町の役場職員として通算 44 年間勤めさせていただきました。そして、現在は副町長として 6 カ月、仕事をさせていただいておりますが、これまで常に町長を補佐し、町長の命のもと政策、企画をつかさどり、職員の事務を監督することが自分の職責であると思ってきましたし、今後も引き続き、この気持ちを基本に、町勢発展のために取り組んでまいりたいと思っております。

そのためには町議会との連絡調整、あるいは国、県との連絡調整、外郭団体との協議等々も重要な仕事ではないかと思っておりますので、場合によっては議員の皆さんとともに要望活動や政治活動の必要な機会もあるかと思います。これまで以上の指導、ご協力をお願いいたしまして答弁とさせていただきます。よろしく願いいたします。

議長（向峠茂人）

4 番 國盛孝昭君。

4 番（國盛孝昭）

下野副町長の熱意は感じるところでございまして、今後また期待したいとい

うふうに思っております。

釈迦に説法でございますが、どこかのコマーシャルにもありますけれども、物事をなすには「智に働けば角が立つ、情にさお差せば流される」、意地を通せば窮屈ということで、バランス感覚が大切なんだというふうに思います。山本五十六氏の言葉の中にも、人を動かすには言って聞かせてして見せて、やらせて褒めねば人は動かないと。私はわかるような気がしますけれども、実践するにはまだまだ至らない人間というふうに思っております。

今、この町は本当に大事な時期です。どうかひとつ副町長には、役場しっかり中心になって指導をしていただきたいというふうに考えております。

そこで、具体的に行政を進める上で、今までは行政改革にいろんなところで取り組んでいるところだと考えておりますが、現在の役場の課のあり方、機構改革ですが、実務作業に取り組んでこられた、ここで総務課長にお尋ねをしたいというふうに思います。

機構改革の中心的な考え方や現在の進捗状況といいますか、どういうところまで進んでおるのか。今後どういうふうな方向へ持っていきたいのか。今後の総合支所のあり方、町の相談窓口になるわけですが、その辺の対応をどう考えているのか。そして最終的には、課の到達点、形としてどういうふうに考えておいでるか。お聞かせを願いたいと思います。

議長（向峠茂人）

総務課長 赤阪浩幸君。

総務課長（赤阪浩幸）

それでは、國盛議員ご質問の新統合庁舎移転に向けた組織体制についてご説明申し上げます。

現在取り組んでおります第3次能登町行政改革大綱において、組織体制の適正配置を重点事項の一つとしております。地方分権が進み、行政事務量が増加していく中で、町民の要望に迅速に対応できる組織機構を常に意識し、必要な再編整備を随時推進すること。適正配置の方法として、分散して配置している現在の分庁方式を改め、全ての部署を1庁舎に集約する本庁方式への移行を実施することとしております。

この第3次能登町行政改革大綱の最終年度であります平成31年度に本庁方式へ移行するということから、まず新統合庁舎の移行に当たりまして、簡素で効率的な組織のあり方、そして、きめ細かい住民サービスを提供することを目的としまして、平成28年11月に能登町行政改革本部に組織機構改革専門部会を設置しまして、新庁舎体制の議論を重ねてまいりました。

その結果、新統合庁舎移転後の組織体制では、当時の13課3局から9課3局に組織改革を行うこととしております。そして、本年4月から町民課と環境対策課を統合し、住民課といたしました。また、企画財政課にありました地域戦略推進室をふるさと振興課へ移すなど、段階的に組織機構改革を進めておるところであります。

来年の平成31年4月には、監理課を企画財政課に統合し、その翌年の平成32年1月の新統合庁舎開庁時には、広報情報課を総務課に、建設課と上下水道課を統合する予定であります。また、新統合庁舎建設に伴いまして、現在あります柳田庁舎及び内浦庁舎は新たに柳田総合支所、内浦総合支所を整備いたしまして窓口サービスの充実を図ることとしておりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

議長（向峠茂人）

4番 國盛孝昭君。

4番（國盛孝昭）

ありがとうございます。総務課長の現在の状況、それから今後の方向については少し理解をしておりますが、まだまだこれから大事なときでございますので、ひとつなお一層の改革に向けた努力をお願いしたいというふうに思っております。

やはり何度も言いますが、まちづくりは人づくりというふうに私も考える一人でございますが、職員一人一人の意識が大事でございます。まず自分でできること、何が得意なのか、自分自身を改めて見直してほしいと思います。特に一、二年後の新庁舎に入庁する時点までに、ひとつ心の整理をしてほしいというふうに考えております。

余り難しいことを考えることでもないんですけれども、今着ている衣はどうか。自分の手で洗濯をしてみて、もしほころびがあれば自分の手で繕っていく。つぎはぎだらけの衣でもいいじゃないですか。自分にふさわしいでたちで今後のまちづくりの先頭として取り組んでいただきたいというふうに思っています。

町民は見ています。期待もしています。今の自分にできることを一つ一つしっかり取り組んでいただきたいというふうに思っております。

やはり町民の声に響き合える職員、響き合う行政、政治でありたいというふうに考えております。格好のいいことを言いますが、私自身がこれからも改めて取り組む姿勢を見直したいというふうに考えておる次第でございます。

最後に、越後の高僧であります良寛さんの歌を皆さんにひとつ頭に置いてい

ただきたいというふうに思いまして、披露して、私の質問を終わりたいというふうに思っております。

良寛さんは、「身をけずり 人に尽くさん すりこぎの その味知れる人ぞ尊し」。まだまだその領域には、仙人ではありませんので、ひとつ努力したいと思います。

どうも失礼しました。ありがとうございます。

これで私の質問を終わります。

議長（向峠茂人）

以上で、4番 國盛孝昭君の一般質問を終わります。

それでは次に、2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

公明党の田端雄市でございます。

まず、町民の皆様へ、この夏の酷暑に対するご苦労、ご心労にお見舞い申し上げます。また、先週の台風21号のさまざまな被害に対し、心からお見舞いを申し上げます。ともかく人的被害の報告を受けずに終えたことに対し、安堵で胸をなでおろす思いであります。

それでは質問に入ります。

まず、小中学校のエアコン設置事業についてお尋ねします。

冒頭申し上げましたとおり、この夏のひどい暑さに、我が子は、我が孫はエアコンのない学校でどのようにしているのか。これが町民の最大の関心事であったのではないのでしょうか。気象庁の7月23日の臨時の記者会見では、命の危険がある温度、一つの災害であるという認識として注意を呼びかけておりました。本定例会議の補正予算として上程されておりますので、ひとまず他の自治体と歩調を合わせ、適切に進んでいると考えております。

まず、現状の説明と、補正予算を踏まえた事業のスケジュールを説明してください。あわせて、この設置事業で予測される総事業費を示してください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、小中学校の普通教室のエアコン設置の現状についてご説明させていただきます。

まず中学校は4校全校、そして小学校では鵜川小学校、宇出津小学校が整備

を完了しております。未整備なのは柳田小学校、小木小学校、松波小学校の3校において24教室が未整備という現状であります。

今後の整備スケジュールであります、残る24教室に早期に設置したいと考えております。議員もおっしゃるように、この9月議会に空調設備設置工事の実施設計費として補正予算を計上しているところであります。

先般、文部科学省が来年度予算要求額を公表いたしました、いまだどのような財源措置となるのか見通しは立っておりません。町としましては、昨年、交付金を宇出津小学校を含め4校要望した結果、昨年度末に宇出津小学校が採択され、3月の補正に至ったということであります。引き続き平成31年度も要望を継続し、今後の動向を見きわめながら、財政担当と協議し、有利な財源等を模索し、早期の整備を進めてまいりたいと考えております。

そして、整備の総事業費についてであります、今年度発注の宇出津小学校の工事費を参考にしますと、機器の設置で1教室約300万円となっております。今回の補正予算で計上した3校は、電気容量の不足が生じることが予測されますので高圧電気設備の改修や、あるいは電気系統の改修が必要と思われます。よって、概算工事費は機器設置費に約8,000万円、そして電気設備改修に約5,000万円ということで、総事業費は約1億3,000万円程度を見込んでおりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

今ほどの説明で、今後の事業実施については町民の皆様にもご理解いただけるものと思います。

しかしながら、事業の実施を町民の方が知ることができたのは、全員協議会の翌日、8月31日の新聞で初めて目にしたのではないのでしょうか。私もそのとき初めて認識をしました。ほかの自治体、金沢市、津幡町などは、私の認識では、その約3週間前には事業実施を公表していたというふうに私は思っております。なぜ遅くなったのか。いち早く町長みずから町民に安心してもらいたい。そのための公表をというふうには考えなかったのか。答弁をお願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

公表ということですが、当町では能登町第2次総合計画、あるいは能登町教育振興基本計画で普通教室の空調設備整備については既に言及しております、これらの計画を公表したことにより町民の皆さんの理解が進んでいるというふうにも考えております。また、未整備の学校や児童生徒、保護者等においては、混乱を招くおそれもありましたので、改めて新聞紙面等での整備の計画を公表しておりませんが、今後も当初の計画に基づき、補助事業での早期整備を進めていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

ちょっと私の考え方と違いますね。整備計画は、確かに5年計画とかそういう形であったと思いますが、今回の環境が変わったということですよ。物すごい酷暑、これに対してどう対応するのかということをお願いわけです。津幡町にしても金沢市にしても、この酷暑に対応した形で公表しているわけなんですね。その部分の私は町長にそういう気持ちはなかったのかということをお願いなんです。

もう一回お願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

ですから先ほども申し上げたように、既に公表しておりますので、あえて今回は公表しなかったと。ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

そういう計画としてあったということの公表が、確かにそれはされているんでしょう。でも、それは町民がそれを知って、この酷暑に対して対応するのかという話とは違うと思うんですよ。同じような多分答弁になると思いますので、これ以上言いませんけれども、そこら辺が町民と執行部の考え方と違うということではないんですか。そこは十分に考えていただきたい、こういうふ

うに思います。

次の２点目に行きます。

学校施設や通学路におけるブロック塀などの安全性についてお尋ねします。

広報のと８月号で、ブロック塀の安全点検を呼びかけていました。その相談件数と相談内容はどのような内容であったのか。また、それに対する町当局の対応はどのようなことをするのか、説明をお願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、ブロック塀等の安全性の確保ということで答弁させていただきますが、６月１８日に発生しました大阪府北部を震源とする地震によりまして学校のブロック塀の倒壊事故を受け、６月２２日に学校施設及び通学路、そして公共施設におけるブロック塀等の安全点検の要請を各課に行ったところであります。

また、私有地におけるブロック塀の安全点検については、点検のチェックポイントや相談先などを町のホームページ及びのと広報８月号に掲載しまして、注意喚起を行っているところでもあります。点検のポイントといたしましては、塀の高さが２．２メートル以下で、厚さが１０センチ以上であるか。塀に傾きやひび割れがないかなどであります。

町民の皆様には、いま一度ご家庭のブロック塀について安全点検を行っていただき、不適合なブロック塀がある場合や、わからないことがあれば、専門家に相談していただきたいというふうに思っております。

今のところ、法令に定める安全基準を満たしていない不適合ブロック塀等に関する個人からの問い合わせや相談はないと聞いておりますが、引き続き情報の収集と注意喚起に努めてまいりたいというふうに考えております。

議長（向峠茂人）

２番 田端雄市君。

２番（田端雄市）

この質問については、今回の定例会議で議会議案として総理大臣を初め担当大臣宛てに提出する意見書をご審議いただいているところであります。本年６月１８日に発生した大阪北部地震により、学校施設のブロック塀が倒壊、下敷きになって児童が死亡したという痛ましく、二度とあってはならないとの強い

決意から意見書となり、また今回の質問となりました。

今ほど安全点検の結果の報告をいただきました。報告はなかったということですね。私は、この呼びかけに対して、のと広報を見られたと思うんですが、この報告があったということですね。これが周知ということですね。

この呼びかけに対して、どれほど点検の報告が上がってくるのか、私は疑問を持っていました。広報をごらんになった町民は、点検はされたかもしれない。でも報告は来ないのではないか。このように考えておりました。なぜか。なぜそのように思ったのか。それは、町のサポートがないと思ったからだと思うんです。町民をサポートする姿勢がこの紙1枚では感じなかったのではないかと。私はそう思います。

また、何でこんなことを考えたかということですがけれども、輪島市が一般家庭であっても危険なブロック塀の撤去、改修について補助すると報道していました。北國新聞の記事です。もちろん上限は設けてありますし、公道でないと補助しない。こういう制限はあるにしても、輪島市はしっかり皆さんのことをサポートしますよというアピールはしっかり私は届いたと、こういうふうに思います。

今回の事故事案について、生活者の目線で考えれば、私は当然、意見書の内容の要望になるものと考えていました。すなわち通学路のブロック塀などの総点検、財政支援措置は一般家庭にまで対象。さらに補助対象事業の下限額まで踏み込んだ意見書となっております。

輪島市は生活者の目線というものが私はあった、このようにして考えております。

次に、町自体も小学生の通学路のブロック塀などの安全点検をするということでありましたけれども、その件数と結果を報告してください。

議長（向峠茂人）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、教育施設の関係の報告をしたいと思います。

学校施設のブロック塀については、学校施設にはブロック塀はございません。ブロック塀による通学路の安全性について、学校現場としては、校長を初め、交通安全担当教諭らが把握をしているところであります。

ことしの6月に大阪で発生した学校施設ブロック塀の倒壊事故を受け、文部科学省より学校施設等の点検の通知がありました。各学校でのブロック塀の存在を把握したところでありますが、また、児童生徒には、学校長を通じ、地震

時のブロック塀付近を通る際、安全確認を行うよう指導をいたしております。

件数については、通学路ということで指定ではありませんので、たくさんございます。その中には町道、県道等々ありますので、その道路管理者等とのまた行き会いがあるかと思っておりますので、理解をよろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

通学路にそういうブロック塀の設置されているところがないということですよ。また、それとあわせて、何らかの対処をしなければいけないというところはないと。こういうふうにして私は受けとめましたけれども、それでよろしいですか。

議長（向峠茂人）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

通学路に関しましては、学校の教員が子供たちが通る、一人一人が通る通学路を把握しております。その数に関しましては、路線路線だと膨大なものになりますので、今ここで何件何件というよりも、道路管理者等が把握しているかと思っておりますので、そのあたりは通るときは子供たちには学校としては、このあたりを注意しなさいというのを一人一人に喚起をしているところであります。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

学校、教員の方が子供さんに対しては安全性を確保している。また指導しているということですね。事故がなければいいわけですが、とにかくしっかりした形。こういう場合は、できれば件数とか、それから結果も具体的に教えていただいたほうが、より聞いている方は安心できると思います。そこら辺はあれですけども。

一般家庭の状況、それから学校施設のものの結果報告もいただきました。

そういったブロック塀などの点検報告を受けて、また町民の方からそういう報告も上がってこなかったということでございますが、町長は、このブロック

塀に対して事故が起きたということに対して、町民に対して、うちはそういうことはない、うちは大丈夫だということを言うような、そういう指示、何かされたんですかね。お願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

能登町内で絶対にそういう事故が起こらないということは100%言えませんので、そういう指示は出しておりません。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

私の質問は、町民に対して、事故が起きる可能性がないとは言えないと。だから、こういう結果で大丈夫ですというような報告ができなかったのかという答弁を求めたんです。いいですけども。

以上の2点を質問させてもらいました。クーラーの設置、それから危険なブロック塀。この2件の事案を通して、私は先ほどの答弁をお聞きしまして、町当局の町民に対する広報の姿勢に大いに疑問を持っております。広報は、町民に対するもの。その考え方が余り感じられない。

ここで町長に、改めて広報というのは町にとってはどうあるべきものなのか、そういった定義をしていただいて、これをもって職員の模範としてもらいたい。このように思いますけれども、いかがでしょうか。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

広報というのは、読んで字のごとく広く知らせるということですので、町としては、のと広報で先ほどのブロック塀の案内をしております。

ただ、そういった町民の皆さんが興味や関心を持っていただけるかについては、今後、掲載方法とか内容については検討させていただきたいと思っておりますし、今後は、重要なお知らせに関しましてはチラシなどで全戸配布するとかいうことも工夫をしていかなければならないのかなというふうに思っていま

す。

ぜひ議員にも、いいアイデアがあれば教えていただきたいなというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

今ほど、いいアイデアと言われましたので、私は率直に申し上げますと、危険なら、有線放送に出演されて町民に親しく声をかけるということも大きな私はインパクトがあると思いますよ。そういったことも考えてみられてはどうか。

広報については、私は思っているのは、こういうふうにして書いてありますよとか、言いましたよという話じゃない。それから、さっきのエアコンの計画もそうです。ちゃんと計画つくってありますよというんじゃないんですね。やっぱり町民の胸に届かないと。それが私は本来の広報の値にはならない、こう思います。

何とかいろんな形で検討して、一つのものを打つ場合には町民の心に入る、そういう広報の仕方を考えていっていただきたい、こういうふうに思います。

それでは、3 点目の質問に入ります。

3 点目は、財政の健全化について、今後 10 年間の将来予想推計と考え方を問うものであります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律により、地方公共団体は、毎年度、健全化判断比率を監査委員の審査に付した上で議会に報告し、公表しなければならないこととなっております。比率が基準以上の場合は、財政健全化などの計画策定が義務づけられております。その報告項目は、1、実質赤字比率の状況、2、連結実質赤字比率の状況、3、実質公債費比率の状況、4 番目、将来負担比率の状況の 4 項目であります。今回はその中の実質公債費比率についてお尋ねをします。

朝日新聞のキーワード解説によりますと、実質公債費比率というのは、自治体の収入に対する負債返済の割合を示すものであり、通常 3 年間の平均値を使用し、18%以上だと新たな借金をするために国や都道府県の許可が必要となります。25%以上だと借金を制限されるものであります。

先日、町当局からご提示いただいた報告によりますと、平成 29 年度の実質公債費比率は 3 カ年の平均値であります。10.2%、その前年は 9.7%と、かなり低く安定し、能登町の財政状況については、他の市町と比較し現在健全

な状況にあると言えるものと考えております。

ただ、その要因はと考えると、近年、懸案でありました新庁舎建設が進まない状況の中で、合併特例債の期限が迫る。そういった中での大きな事業を打てなかった。そのためにこういう比率が下がって移行してきたのではないかな。このように考えております。

今から約10年前、合併直後の平成17年度においての実質公債費比率は3年平均で23.9%でありました。その後、平成21年度の18.9%まで、新たな借金をするためには国や県の許可が必要となる大変厳しい財政状況でありました。このことは多くの町民の方も記憶されておられるのではないのでしょうか。当時、職員の早期退職などを初め、身を削る努力で健全化の道を歩んできたのが能登町であったと私は考えております。この歴史と先人の努力を教訓に私たちは歩まなければならない、このように思います。

いよいよコンセールのとの隣に新庁舎のつち音が日に日に大きくなってきました。引き続き松波総合支所、柳田総合支所が建設されます。海洋教育研究センターも着手しました。また、九十九湾の道の駅も完成を目指します。

もちろんこうした事業の一つ一つは、その地域とかかわる町民にとっては大変楽しみにされているところでもあります。しかしながら、一方で財政は大丈夫であろうかとの心配の声も多くいただいておりますことも間違いありません。その町民の心配の気持ちを安心と信頼に変えるためには、財政健全化を十分考慮した長期の財政計画が示されることが必要と判断しまして、この質問となったわけであります。

今後10年の予想推計で、実質公債費比率を単年度と3カ年平均のものを年度ごとに示していただきたいと思います。

また、この予想を踏まえ、今後の財政について町長より直接町民に説明をいただきたいと思います。

答弁をお願いします。

議長（向峠茂人）

企画財政課長 蔭田大介君。

企画財政課長（蔭田大介）

私のほうからは、財政の健全度を示す、先ほどもご質問ありました実質公債費比率についてご説明いたします。

まず、実質公債費比率とはどういうものかと簡単にご説明いたしますと、地方公共団体における財政規模に対する公債費、いわゆる借金の返済金であります。その割合をあらわしたものでございます。また、公債費は一般会計だけ

ではありません。公営企業の特別会計に対する繰出金、または一部事務組合への負担金、その中に借入金の償還財源として負担している部分も全て含まれることとなります。

簡単にいいますと、財政の弾力性を示すような、度合いを示すような指標であります。

法的には、議員おっしゃるように、この比率が25%を超えますと、財政健全化計画を策定して、議会の議決を経て、財政の立て直しを進めていかなくてはいけないということになります。さらに35%を超えますと、国の関与が入りまして、地方債の発行が制限されてくるというものでございます。また、18%を超えますと、ご説明ありましたように公債費負担適正化計画というものを策定しまして、地方債の発行には知事の許可が必要となることとなります。

以上から、当町といたしましては、まずこの18%を超えないように、目標に財政運営をしていきたいと考えております。

今回、9月定例会議でご報告いたしました平成29年度の実質公債費は10.2%、先ほどおっしゃった数字であります。前年度比0.5%の増となっております。この実質公債費比率は、直近の3カ年の決算の平均の数字であります。

ご質問の単年ではありますが、これは先ほどおっしゃいました平成27年度は8.5%、平成28年度11.1%、29年度は11.1%となっております。この平均の10.2%が今回、実質公債費比率として報告させていただいた数字となっております。

また今後、この比率の推計ということですが、比率の分母であります標準財政規模というものがありません。これは普通交付税に相当影響されるものでありまして、普通交付税においては合併算定がえの縮減、一本算定と合併算定がえとありますが、その縮減とか人口の減少が影響されるものであります。そういうことで測定単位が縮小することから、縮小傾向は今後も避けられないと予想しております。

また、分子であります実際の公債費であります。これは元利償還金から交付税に算入される額を除いたものでありますけれども、ご紹介のとおり大型事業を今やっております。地方債の発行額が多額となることから今後増加を見込んでおります。

以上、そういう見込みを立てまして試算も行っております。10年後の39年度決算の単年度では約16%を見込んでおります。そこで報告されます3カ年平均につきましては、約14.4%程度と推計しております。

ただ、この推計はあくまでも現在の地方交付税の制度などをもとに推計しております。毎年、法制度改正による影響等を考慮する必要があります。絶えず見直しを行いながら健全な財政運営ができるよう取り組みたいと考えております。

すので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

今ほど説明ありましたけれども、10年間の単年度予想と3カ年平均の予想は出せますか。いろんな条件が変わってくる可能性があるというふうにして言われましたけれども、今を前提にして出せば出せますよね。後でそれは私にください。

そういう形で、言いたいことは、大きな事業をしていけば確実にこの比率は上がってくるという話なんですよ。ですから今現在、あれやりたい、これやりたいという計画はあるかもわかりませんが、実質公債費比率をしっかりと確認しながら進めていく。また、私、単年度のやつを出してくれというのは、その単年度で何の事業をしたのかということを見ていかななくてははいけない。3年間ならやっぱり3年間なんですよ。そういう意味では単年度のやつもしっかり出していただきたいと思います。

それでは、町長から今後の財政について、その予想を踏まえて安心感を町民に与えていただきたい、こう思います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほど課長からも説明があったとおり、実質公債費比率の推移を見ますと、10年後の平成39年度、単年度では16%、そして3カ年平均では14.4%と推計しております。

地方債発行許可の基準であります3カ年平均での18%は超えない見込みではありますが、しかしながら人口減少等の影響によりまして分母となります標準財政規模が下がる一方、議員ご指摘のように大型事業も見込まれておりますので、比率は上昇傾向となるというふうにも想定しております。

今後の財政運営に当たりましては、平成28年度に策定しております公共施設等総合管理計画を踏まえまして、施設の統廃合あるいは適正配置を着実に進めるほか、費用対効果や緊急度などを総合的に考慮しまして、優先順位をつけながら事業採択に努めてまいりたいと考えております。

そして、病院や上下水道といった公営企業におきましても、経営改革を推し

進め、繰出金の低減化に努めていきたいと考えております。

また、公債費負担の平準化を図るために、計画的に繰り上げ償還を実施していきたいとも考えております。このためには行財政改革を一層推進し、経常的な経費の縮減に努める必要があろうと考えておりますので、これからも一生懸命取り組んでまいりたいというふうに考えております。

議長（向峠茂人）

2 番 田端雄市君。

2 番（田端雄市）

今ほどの町長の答弁もありました。28年度の総合管理計画に基づいてということですので、しっかりそれにのっとって進めていただきたいと思います。

先ほどちょっと紹介しましたがけれども、町民の今の見方は、先ほど國盛議員も言われていましたけれども、箱物はたくさん建っている。どうなっていくんやという単純な心配ですよ。でも、財政はこういう形で大丈夫なんやという中で、しっかり町民に答えられるような、そういう行政をやっていただきたいと思います。

いずれにしても、人口は間違いなく減っていくのは間違いないので、そういう中で、なぜ大きなものを建てるのかという批判もあります。そこら辺も酌み取っていただいて進めていただきたいと思います、こういうふうに思います。

それでは、最後の質問になります。

草刈りボランティアについてお尋ねをします。

毎年、季節ごとにめぐってくる草刈り。昔から地域を守り、誇りある地域と地区にとの思いと、その使命感で草刈りを行ってくださっております。近年は高齢化が進み、人口減少とあわせて人手が厳しくなっております。今までできたこと、やれた範囲がだんだんだんだんできなくなっております。

これは柳田の山の手の話でありますけれども、草刈りボランティアの日を翌日に控えて、70代の高齢のご夫婦が2人で草刈りをしておられました。お話を聞きますと、あした1日では終わらないから、きょうからやっているんだと。要するに2日がかかりでやるということなんです。それもほとんど1日ばかりでの作業だという。

地域によっては1時間程度で終わるところもあり、また半日かけて草刈りの作業をされているところもあります。このことは、町なかの人にはなかなかわからないことだと思います。しかしながら、町の事業の一つ、草刈りボランティアは間違いなくこうした労苦によって支えられ、維持されてきております。

こうした事実は、町長はもちろんご存じと思いますが、改めて町民の皆様

このご苦勞に対して町長の思いを伝えるよき機会とされたいかがかと思いますが、どうでしょうか。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、田端議員ご質問の草刈りボランティアについてであります。当町では、毎年、各町内会に対しまして、環境美化の観点から町内会に整備されている道路や側溝等の清掃に積極的に取り組んでいただきたいとの思いで、年1回の町内一斉清掃を呼びかけております。また、5月から8月までの期間に、道路河川愛護ということで、国道、県道はもとより町内の道路と河川の草刈りやごみ清掃活動を実施し、安全と美化活動に努めていただいております。

ことしも多くの町内会で積極的に取り組んでいただきました。町として、私個人としても大変感謝しているということをまずお伝え申し上げたいと思っております。

そして今後、議員がおっしゃるように、高齢化の進行によりまして町内清掃等に取り組むことが難しくなる町内会が出てくることも予想されますが、ボランティア活動につきましては、あくまでも自主的な活動でありますので、可能なできる範囲で取り組んでいただければなというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

今ほど、町民の方に町長からの感謝の思いが伝えられました。しっかりそれをまた受けとめて、皆さん頑張っていたけると、こういうふうに思います。

その上で、さきに述べました同じことの繰り返しですけれども、確実に地域の労働力が減ってきている。それでも環境美化というだけでなく、草刈りをしないと守っていけない。そういう状況にあります。このことは区長連合会の皆様との会合の中で、最も切実に感じられている立場の悩みとして意見が出ておりました。

大変に難しい問題でありますので、軽々にどうせよとは言えませんが、私見として私の考え方を述べてみたいと、こう思います。

近年、災害などに対して大変に多くのボランティアの活動が報じられるのを

目にします。人口減少や高齢化が進む日本において、ボランティアが果たす役割は重く、今後一層大きくなっていくことだと思います。ボランティアという活動の社会的な位置づけ、存在価値を改めて見直すべきときに来ているのではないかと思います。

そして現実として、ボランティア元年と言われた阪神・淡路大震災をきっかけにボランティア精神が日本の社会に定着してきたとも言えるのではないかと思います。

本町においても、私は、ボランティア精神をさらに醸成し高める契機と機会を数多くつくることは、町にとっても有意なことなのではないかと考えます。ボランティアは、本来、自主的、主体的な行動であり、報酬などの見返りを求めないのが原則であります。とはいえ、現実にはお金と時間がかかるのも事実です。その黙々と人のために尽くすという活動に少しでも報いる支援ができないか。行政として、この視点は極めて大事なのではないかと考えるものであります。

介護の分野では、元気な高齢者が介護施設などでボランティアを行うとポイントがもらえる制度があります。そういう事業をやっているところがあります。本人の介護予防や介護の担い手確保などに役立っており、導入する自治体が広がっていると言われております。

このような事業の取り組みを草刈りボランティアにも生かせないだろうかと考えております。この事業の展開において、ポイントを区や町会など団体にも付与する形にする。そうすると、町はそのボランティアをする団体をサポートすることになります。内閣府の調査では、ボランティアに参加したことがある人が約2割にとどまる一方、関心を持っている人は約6割にも上るとあります。本町も背中を押せばボランティア参加者の裾野を広げる効果も期待できるのではないのでしょうか。

本町として、ボランティアポイント制度というものをつくり、草刈りボランティアを区や町会がお互いに行ったり来たり、また来てもらったりしていく。そんな活動を重ねていく中で、町長が常々言われる協働のまちづくりというものができてくるのではないかと考えます。

ちょっと一足飛びの感がする提案ではありますが、個人でも団体でも他を思いやるちょっとした気持ちと余裕があれば、安心と希望はもつともつと広がる。このように考えて述べてみました。

中長期的な話にはなりますが、町長はそういう形で、草刈りボランティアを一つの例に挙げて言いましたけれども、何かお考えがあれば、ぜひお聞かせ願いたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、将来的な町の対策ということになろうかと思えますけれども、町としましては、今後も町民の皆様にはご協力をいただきながら町内の清掃活動を推進していきたいと思っておりますし、その一方で、職員による適時なパトロールや草刈りも行っております。また、道路や施設等に危険な箇所がないか、点検、修理、改修にも努めていくとともに、広域的な幹線道路については業者等への委託による草刈りを行ってきたいというふうに考えております。

また、農林水産課が実施しております林道愛護団体、現在9団体ありますが、そういった組織による草刈り、雑木の除去などの取り組みをしていただいております。また、多面的機能支払交付金事業によりまして集落単位で農道等の維持管理が行われているという実態もありますので、またそういった組織によっては市街地にお住まいの方など集落外の方も活動に参加するケースもふえてきているということでもあります。

これらの活動に参加してくださる方や組織を広く募集すること、また事業を有効に活用しまして、市街地と農山村部が共助できるサポート体制が図れればということでも期待もしていきたいなというふうに思っております。

そして今後も、どのような清掃活動や支援体制がよいのか、議員の提案も含めて検討を重ねながら道路の維持管理、そして環境美化に取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

2番 田端雄市君。

2番（田端雄市）

町のたくさんの事業の中では、草刈りボランティアというのはほんのわずかな、ささやかな仕事かも知れませんが、町としても目配り、気配りしながら行政をまた進めていただきたい、このように思います。

どうかそういう形で、しっかり町民の方から、町は動いているという形の評価を受けられるような、そういう行政をお願いしたいということを最後に発言させていただきまして、私の質問を終わります。

以上です。

議長（向峠茂人）

以上で、2番 田端雄市君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここでしばらく休憩いたします。議場の時計で11時30分から行います。
(午前11時20分)

再 開

議長（向峠茂人）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。(午前11時30分再開)
1番 馬場等君。

1番（馬場等）

それでは、通告により質問させていただきます。

今回は、自然災害への対応についてです。

ことしに入って多くの自然災害が起こっております。1月末から2月初めにかけての大雪、4月の大分県中津市の土砂災害、5月の島根県西部を震源とする地震、7月の西日本豪雨による河川の氾濫、同じく7月の大阪北部を震源とする地震、8月末には能登半島にも大きな被害をもたらした大雨、8月から9月にかけて上陸した台風13号、20号、21号、そして9月6日に北海道胆振地方を震源とする地震など、大きなものだけ挙げてもこれだけあります。

今なお復旧・復興のめどのないところもあると聞いています。災害により亡くなられた方にお悔やみを申し上げるとともに、被害を受けられた方には心よりお見舞い申し上げます。

現代は科学が発達し、気象庁の予報の精度も格段に上がり、気象庁からの防災情報も早目に出るようになりました。それなのに自然災害による被害が減少しないのはなぜでしょうか。

7月の西日本豪雨による災害の事例を考えてみました。気象庁による防災情報の精度は格段に上がっているのに、それが早目の避難につながらなかったのはなぜかと考えました。幾つかの理由があると思います。その理由の一つとして、私は災害情報の出し手と受け手の連携に問題があるのではないかと思います。つまり情報の出し手である気象庁や自治体と、受け手である地域住民との間で災害の情報がうまく伝わっていないのではないかと思います。

まずは情報の出し手である気象庁と自治体の出す情報について考えてみたい

と思います。気象庁が出す注意報、警報、特別警報と、市町村が出す避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示について、説明をお願いいたします。

ちなみにちょっとボードをつくってききましたので、気象庁の出す防災情報と自治体が出す避難情報、これについてご説明をお願いいたします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、馬場議員のご質問に答弁させていただきますが、気象庁では、大雨や洪水、暴風、波浪などによって発生する災害の防止、軽減を住民に呼びかけるために、気象警報、注意報を発表しております。その発表基準というのは、気象現象ごとに一定の基準値が設定されており、それに基づいて発表されております。

第１段階としての注意報とは、災害が発生するおそれがあるときに注意を呼びかける予報です。そして第２段階としての警報とは、重大な災害が発生するおそれがあるときに警戒を呼びかける予報であります。

以前はこの２段階しかありませんでしたが、平成２３年３月の東日本大震災や同年９月の紀伊半島等で土砂災害をもたらした台風第１２号をきっかけに、平成２５年８月より、第３段階として特別警報が導入されました。この特別警報とは、警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、最大級の警戒、つまり直ちに命を守る行動をとることを促す予報であります。

また、市町村では、気象庁が発表するこれらの気象警報、注意報を判断材料としまして、災害が発生する危険性が高まった場合に、起こり得る災害種別に対応した区域を示して、住民に避難を呼びかける避難情報を発令いたします。

まず第１段階は、避難準備・高齢者等避難開始の呼びかけであります。これは避難に時間を要する人、例えば高齢の方、障害のある方、乳幼児等ですが。そして、その支援者は避難を開始して、その他の人は避難の準備を整えてくださいという意味であります。

次に、第２段階は避難勧告の呼びかけであります。これは、災害による被害が予想され、人的被害が発生する可能性が高まった場合に発令されるもので、速やかに避難所へ避難をしてくださいという意味であります。

そして最終段階は、避難指示（緊急）の呼びかけであります。これは、災害が発生するなど状況がさらに悪化し、人的被害の危険性が非常に高まった場合

に発令されるもので、まだ避難していない人は直ちに避難所や安全な場所へ避難してくださいという意味であります。

住民の皆様には、能登町が発令するこれらの避難情報に基づきまして早目の避難行動を行っていただきたいと考えておりますが、やはりご自身の身が危険だと判断したら、たとえ避難情報の発令前であっても、早急な避難行動をとっていただきたいというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

言葉の意味はわかりました。

テレビ、ラジオなどでは、まず私たちは気象庁による防災の情報に目や耳が行きます。その後、ここで言う能登町の避難情報が出るとのことですが、それぞれの情報が混乱して、よくわからないということがあります。

もう少しわかりやすく説明をお願いいたします。すなわち気象庁が出す防災情報に対して、能登町が出す避難情報はどのように対応していますか。お答えください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、先ほど述べましたように、気象庁が発表します注意報、警報、特別警報、そして石川県が提供しております河川総合情報、土砂災害情報、また地域住民や町内会長、区長さんからの情報提供、さらには職員のパトロールにより地域情報を収集して、地域住民に対しまして避難情報を発令します。

その伝達手段としましては、屋外スピーカーや宅内告知機などの防災告知放送や町のホームページ。また、防災協定を結んでおりますヤフーの防災情報アプリ、これはお持ちのスマートフォン等で即時に当町の防災情報を見ることが可能であります。また、テレビのテロップに情報を流す災害情報共有システム、Ｌアラート等で早目の避難情報を呼びかけております。

また、被害の状況によりましては、町が発令する避難情報は、さきに述べました避難準備、避難勧告、避難指示の順番で発令されとは限らず、いきなり避難勧告からになる場合もありますので、ご注意くださいというふうに思

っております。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

避難行動をとるのは、能登町が出す避難情報によるものであるということ。そして、たとえ避難情報の発令前であっても、身の危険を感じたときには自主的に避難してほしいとのことですね。

気象庁の防災情報の精度が格段に上がって、早目に防災情報が出ています。それが住民の早目の避難につながらなかったのは、一つには市町村の避難情報の呼びかけのおくれも原因でないかとは思いますが。能登町においては、空振りでもよいので天候や時間帯なども考えて早目の呼びかけをお願いいたします。

それと、2 日ほど前に住民の方からお願いされたことがあります。のとチャンネルの画面、有線放送の画面ですね。緊急情報がある場合は、緊急情報がありますから d ボタンを押してくださいというテロップが流れます。言われたのは、できたらその画面に緊急情報を流してほしいということです。災害弱者には、一つでも手間が省けること、手をかけることが災害弱者にとっては非常に億劫になると思います。情報の受け手を弱者の目線に合わせるように、それが大事でないかと思いますので、よろしく願いいたします。

では、実際に能登町が避難情報を出したとき、避難所の受け入れの用意はどのようになっていますか。お答えください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、当町が指定しております避難所は、避難生活の要件を満たす小学校や中学校、公民館や保育所などの公共施設で 51 施設あります。そのうち各地区公民館と役場能都庁舎、崎山山村開発センターの 17 施設は、自主避難をする方への対応も兼ねております。

町が避難情報を発令する場合は、事前にこれらの施設管理者に避難所として開設する旨の要請をしております。避難者の受け入れにつきましては、施設管理者と町が連携してスムーズに受け入れできるようにしていきたいと考えております。

また、避難所の開設前でも、身の危険を感じて心配の方は、各地区が管理し

ております集会所は一時的に避難するための施設として指定されております。お住まいの地域に自主防災組織がある地区は、組織の役員の方に相談していただいて、集会所に早目の避難をしていただければなというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

避難所の開設前でも、身の危険を感じた方は一時避難所で対応ができるということで、安心しました。

ただ、市町村の避難情報がどんなに的確に出されても、それに従わなければ被害は減りません。ここにもう一つの問題があると思います。

今まで述べてきたのは気象庁や自治体など情報の出し手側について問題にしましたが、今度は情報の受け手側についての問題です。それは、受け手側である私たち住民の危機意識が低いことです。

災害から身を守るために最も重要なことは、自分の命は自分で守るという意識です。どんなに正確な防災情報や避難情報を早目に出しても、それを人ごとのように感じては意味がありません。自分は大丈夫、それはよそのことだと思い避難しなかったという言葉を実際に被害を受けられた地域の人が言っているのを何度も聞きます。

内閣府の調査では、ハザードマップの認識度は3割程度とされています。西日本豪雨では、岡山県倉敷市の真備町の場合、浸水被害は想定されたエリアとほぼ一致したが、現実の防災に役立てることができず、50人が亡くなられたと聞いております。

実際に災害が起こったときに、行政がすぐにできることは限られていると思います。行政に過剰に依存するのではなく、もう一度ハザードマップを見直し、自分の命は自分で守るという自助の精神をしっかりと持つことが大事だと思います。

そして次に、地区の命を地区で守るという共助も大事です。平成29年度までの数字ですが、能登町では自主防災組織が45地区で結成され、防災士も178名います。この議場にも何人もの防災士がいると思います。私もその一人です。

いつも心がけていることは、訓練のための訓練では意味がない。平時にやっていないことは、いざというときにはできないという教えです。いま一度、自分の地区に合った訓練をやることを心がけたいと思います。

そして、情報の出し手と受け手の連携をスムーズに行い、行政に過剰に頼らない。自分の命は自分で守る。そして、ともに助け合う。自助、共助の精神を強く持つことが防災、減災につながるものだと思います。

では、次の質問に移ります。洪水ハザードマップについてです。

私は、昨年6月に初めての一般質問で次のような質問を行いました。能登町の過去の災害の歴史を調べると、津波よりも河川の氾濫による浸水の被害が圧倒的に多いです。防災の観点からいっても、最近氾濫していないから大丈夫ではなく、最近の異常気象を考慮すれば、氾濫していない今こそ能登町二級河川の洪水ハザードマップをつくる必要があると思いますが、いかがですかというものです。

そのときの町長の答弁は、全国的に河川の氾濫が頻発しており、氾濫の被害発生危険度が高まっていることから、大規模氾濫減災協議会を通じまして、能登町管内の二級河川が指定されるように県のほうにも働きかけてまいりたいというふうに考えておりますとのことでした。

ことしに入り、西日本豪雨による河川の氾濫などで大変な被害が出ています。能登地区においても、8月末には七尾地区で大雨による河川氾濫で大きな被害が出ました。能登町においても、ますますの河川の氾濫の危険度が高まっています。きのうも大雨によって河川の増水より被害が出たと聞いております。

では、お尋ねいたします。昨年の6月以降、能登町管内の二級河川に対する洪水ハザードマップの作成は進んでいますか。お答えください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、馬場議員の質問に答弁させていただきますが、洪水ハザードマップの作成につきましては、平成27年の水防法改正によりまして、想定最大規模の降雨、高潮に対応した洪水浸水想定区域図の見直しを石川県で実施しているところであります。

能登町に関係する河川では、町野川が水位周知河川に指定されております。県のほうでは当初、平成31年度に見直しの予定としておりましたが、西日本を中心に広域的かつ同時多発的な河川の氾濫、あるいは崖崩れ等の災害が発生したことを受けまして、今年度9月から前倒しで着手しております。そして、平成31年秋の見直し完了を目指し作業を進めるとのことです。

町では、県の洪水浸水想定区域図の完了とともに洪水ハザードマップの作成に取りかかり、平成32年の出水期前の5月末までに見直し完了を目指して取

り組む予定にしております。

また、水位周知河川に指定されていない二級河川につきましては、奥能登地区大規模氾濫減災協議会を通して県へ指定に向けて働きかけを行っておりますが、これからも続けて行ってまいりたいというふうに考えております。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

お聞きしますと、実際にはまだ進んでいないようですね。ぜひ能登町管内の二級河川の洪水ハザードマップを一日も早く、強くお願いいたします。

それと、洪水ハザードマップがあるなしにかかわらず災害は起きます。河川の氾濫も起きます。能登町としては、河川の氾濫に対するやはり何らかの防災対策が必要だと思います。豪雨による川の増水など、それから田んぼの横の用水などを見に行かれて被害を受ける方もたくさんいると聞いております。能登町において、豪雨による川の増水などを見に行って亡くなる人がたくさんあると聞いておりますが、能登町において、川の増水などを見に行かなくても实际的に例えばホームページとかいろんなところで見れるような状態になっていますか。そのことについてお尋ねいたします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、答弁させていただきますが、河川の水位などの情報入手についてであります。県内の雨量や河川の水位、ダム情報、気象情報、注意報などの河川の防災情報につきましては、石川県河川総合情報システムのサイトで、石川県がリアルタイムに情報提供を行っております。能登町管内では、石川県管理の二級河川6河川8カ所につきまして河川情報が掲載されておりますので、パソコンやスマートフォンでご確認をしていただき、情報を入手していただきたいと思っております。

町民の皆様には、豪雨時などに河川の状態を見に行くなど、決して危険な行動をとることは控えていただき、これらのシステムの情報や町が放送します避難情報等に基づき行動していただければなというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

今ほど町長の答えて述べられました能登町管内の二級河川、カメラなんかを設置してあるところだと思うんですけども、二級河川 6 河川 8 カ所とは具体的にどこですか。教えてください。

議長（向峠茂人）

建設課長 小畠忠浩君。

建設課長（小畠忠浩）

馬場議員さんの質問にお答えいたします。

河川の 6 河川と 8 カ所はどこかというようなことでした。水位観測所は、まず町野川では石井橋と五十里橋のところに設置されております。上町川では笹川橋の付近で設置されております。松波川は多喜尾橋で設置されております。九里川尻川は末次橋で観測所が設置されております。山田川は天神橋と瑞穂橋、2 カ所に設置されております。梶川は梶川橋、場所でいいますと中保煎餅近くの河川のところで設置されておりますので、よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

ありがとうございます。

津波、土砂災害らはハザードマップが作成され、避難場所及び避難所は指定されています。何度も言いますが、異常気象が続く今の時代、河川の氾濫の可能性は非常に高まっています。たとえ洪水ハザードマップがなくても、あらかじめ実際に河川の氾濫が起こったときのために、事前に洪水のときの避難所を指定しておくことは必要だと思います。

能登町において、豪雨などにより河川が氾濫したときの避難所は現在指定されていますか。お答えください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは答弁させていただきますが、先ほども述べましたが、地域防災計画におきまして、豪雨、洪水、暴風等による風水害や崖崩れ等の一般災害、また地震災害、津波災害による危険から住民及び滞在者の生命、身体の安全を確保するために、町内51の公共施設を避難所として指定しております。避難所の開設につきましては、起きている災害の状況に応じて適切な避難所を選定いたしまして、住民の皆様にはいち早く避難を呼びかけていきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

1 番 馬場等君。

1 番（馬場等）

近年、特に激しさを増している雨の降り方を国土交通省は新たなステージと呼んでいます。そのことは、これまでの常識が通用しなくなったということだと思います。一日も早く洪水ハザードマップを作成されますよう重ねてお願いいたします。

最後に、私が感銘を受けたセミナーについての話をさせてください。

平成26年2月2日に、たしか社会福祉協議会の主催だったと思うんですが、防災減災セミナーがありました。その中で、小木中学校の地域を巻き込んだ取り組みについて、そのとき校長先生であった小川正さんのお話がありました。中学生が防災教育を地域の中で行うことの重要についてのお話です。

中学生の実際の活動としては、生徒たちが保育所では園児と一緒にハザードマップをつくり、小学校では自分たちがつくった防災体操、歌詞も曲も、それから踊りも独自でつくったそうなんですけれども、小学校では自分たちがつくったその防災体操を教え、そしてお年寄りと交流を図るために一緒にゲートボールを行い、また祭りなどを通じて日ごろから柳田中学校との交流を図ることにより、いざというときにお互いが助け合うというものでした。

中学生がいろいろな場所で活動することにより、それが中学生の自信となり、何かあったときは中学生が地域の主体となるというものでした。校長先生の子供たちを育てるための非常に柔軟な発想に強く感銘を受けました。今でも覚えています。

こんなすばらしい防災教育を小木地区だけではなく能登町全体に広げれば、何年か何十年先には本当に災害に強い町として全国に誇れるし、そしてそれによって災害で一人の犠牲者も出さない町になるものと確信いたします。

一昔前までは「災害は忘れたことにやってくる」でしたが、今は「災害は忘れる前にやってくる」になっていると思います。だからこそ当たり前の一日を

過ごすありがたさの意味をもう一度考え、私たちは真剣に防災、減災に取り組まなければならないと思います。

以上で私の質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

以上で、1番 馬場等君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここでしばらく休憩いたします。午後1時より開会いたします。（午前時 分）

再 開

議長（向峠茂人）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。（午後1時00分再開）

7番 酒元法子君。

7番（酒元法子）

それでは、まず初めに、私もさきの方々と同じように、能登地方の豪雨で被害に遭われた方々にお見舞い申し上げます。また、このたび北海道地震でお亡くなりになりました方々に対しましても心よりご冥福をお祈りさせていただきます。また、被害に遭われた全ての皆様に対し心よりお見舞い申し上げ、生活に欠かせない水と電気、そして交通の便が一刻も早く解決されますことをあわせてお祈り申し上げます。

それでは、通告いたしております件につきまして、少しではございますがお尋ねしてまいります。

2町1村の合併により道路行政について。

道路は、町民の皆様が安心・安全に暮らす最も重要なものと考えております。そこで、国道、主要地方道、一般県道、町道の旧柳田村、内浦町、能都町、それぞれ何キロメートルあるのでしょうかと随分前からお聞きしたいことでありましたので、お聞かせ願いたいと思います。

また、林道、農道、さらに国営農地開発事業による道路も調査し、わかる範囲内で結構でございますのでお答えいただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、酒元議員の質問に答弁させていただきます。

現在、能登町管内には、まず国道は249号、1路線で約33キロあります。そのうち内浦管内が11キロ、能都管内が22キロであります。

次に、主要地方道は6路線あり、約89キロあります。そのうち柳田管内が42キロ、内浦管内が20キロ、能都管内が27キロです。

次に、一般県道は9路線あり、約43キロのうち柳田管内が17キロ、内浦管内が2キロ、能都管内が24キロであります。

町道は、984路線あり、延長が570キロ。柳田管内では181キロ、内浦管内では134キロ、能都管内では255キロあり、維持管理を行っているところであります。

議長（向峠茂人）

7番 酒元法子君。

7番（酒元法子）

たくさんございますね。この上、さらに林道、農道、国営農地開発事業による道路も後で結構でございますので教えていただきたいと思います。

このように多くの道路管理、大変だと思います。石川県を離れてみますと、大変よそのところよりも石川県の道路はいいなと感じるときがございます。能登町も同じように大変よく管理されていると思いますし、また、ことしの夏は非常に気温が高い中、作業班はよく頑張ってくださいましたと思います。おかげさまで、他県から来た人々に自慢できることもありました。

草刈りも大変なんですが、町道1級秋吉清真1号線の瀬爪橋の段差について、余りにも段差がありますので何とか解消していただきたいと思います。何か計画でもございましたらお答えいただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、議員が言われます瀬爪橋の段差解消につきましては、現地確認の

上、早急に改修させたいと思っております。

議長（向峠茂人）

7 番 酒元法子君。

7 番（酒元法子）

それはよかったです。ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

次に、道路改良工事についてお尋ねいたします。

里山海道では、今まさに追い越し車線、4 車線に向けての工事が進められ、大変ありがたいことと思い、一日も早い完成を祈るばかりでございます。

ところで、珠洲道路より県道 5 7 号線から国道 2 4 9 号線では、ところどころ少しではありますが改良されているのです。しかしながら近年、農家民宿で作業体験を希望する生徒たちがふえておられるようです。大型バスの運転手さんたちの話では、道路が狭く非常にカーブが多いので、安全運転に大変気を使い非常に疲れると。早急に改良できないものかとよく聞かれます。

また、町道 1 級九里川尻越坂 1 号線から町道九里川尻立壁 1 号線についても、さまざまな体験学習の場として希望の多い石川県立能登少年自然の家までの道路は、これもまた大変道幅が狭い。小型も大変なのに、大型バスはどれだけ困難をきわめているかわかりません。

どちらにいたしましても大切なこれからの日本を背負って立つ子供たちのために、町長、どうか議会も執行部も一丸となって各関係機関に道路拡張のお願いをしていただきたいと思います。この件につきましても何か計画がございましたらお願いいたします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、酒元議員から通告を受けておりますのは、1 級九里川尻越坂 1 号線から九里川尻立壁 1 号線の拡幅についてということで通告いただいておりますので、その辺を答弁させていただきます。

この路線に関しましては、局部改良 3 カ所を計画しておりまして、平成 2 7 年度より事業着手しております。今年度は 1 カ所目を施行する計画ですし、その他の箇所につきましても現地調査し、改良していきたいというふうに考えております。

議長（向峠茂人）

7 番 酒元法子君。

7 番（酒元法子）

いろいろたくさんある中で、こうして前向きのお話はとてもありがたく、何度も何度もどうか足を運んで願い続けていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、河川の中州除去について。

何回か私、お願いしてまいりましたが、少しばかりは除去されているときもあるんですが、またもとに戻り、木が生い茂り大木となっている箇所がたくさんございます。これを何とか早急に取り除かなければ、先ほどからもたくさんのお話があったが大変なことにつながりますので、どうか何が災害が起きるかわかりませんという話がよくありました。河川課も地元からの要望がないと動きづらいと聞きます。

これに対しても何かお考えがありましたらお聞かせください。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

河川の中州の除去に関しましては、例えば雑木などの伐採が必要な箇所があるかというふうに思っております。

県が管理しております二級河川である管理状況としましては、河川パトロールを定期的を実施しているというふうにも聞いております。

当町としましては、近年の集中豪雨などの天候によりまして、河川の氾濫や冠水による被害を未然に防止するためにも、現状把握のための写真撮影を行い、石川県に報告、要請しているところでもあります。今後も引き続き要望してまいりたいというふうに思っております。

また、町管理の河川につきましては、昨年度より予算を増額して中州除去を実施しておりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

7 番 酒元法子君。

7 番（酒元法子）

大変な河川もたくさんございまして、大変だろうと思います。毎年毎年、同

じようにふえて、住民の皆さんは本当に眺めながら毎日過ごしているわけでございますので、どうか引き続きよろしく願いいたします。

次に、先ほど町長、通告にないようなお話でありましたが、関連事業として私ちょっとお話をさせていただきたいと思いますが、いかがですか、議長。

議長（向峠茂人）

7 番 酒元議員、通告外であり、関連も議会申し合わせ事項により原則として認めておりませんので、よろしく願いいたします。

7 番（酒元法子）

道路の関係でもそうですか。

議長（向峠茂人）

はい。

7 番（酒元法子）

それでは、大変申しわけございませんが、いろいろこれは、ただ聞いていただくだけで結構でございますので、お願いいたします。

何度も何度もお願いするのも申しわけないのですが、松波、小木、九十九湾直通の町道新設改良についても要望がございましたし、また町道 35 号線、特に田ノ浦一真脇間についても多くの町民の皆様方から災害復旧工事はとまったままになっている。何とかそれを解決できないかというお話をよく聞きます。

以前、市濱議員も要望していたと思いますが、これに関連しても、また道路海側の反対側は骨粗鬆症のような岩石であるという話を聞きますと、とても怖くて、あそこを通る人の気持ちになってみると、今ここでお話をさせていただくことに決めましたので、どうかまた町長、お聞きしていただくだけで結構です。県や国、そして皆さん一丸となって要望を続けていただきたいと思います。

今、私たち議員は改選の時期を迎えております。新しく選ばれた方々とどうか行政一丸となって、よりよいまちづくり、そして道づくり、町民の皆様のために一肌も二肌も脱いでいただきますよう心底よりお願い申し上げ、今回の質問を終わらせていただきます。

どうもきょうまで皆様ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

以上で、7 番 酒元法子君の一般質問を終わります。

それでは次に、12 番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

この壇上へ来るのを許されましたので、私も皆さんと同様、心より災害を受けられた方々、今年度は特に年明けより日本列島においては異常気象も伴って今までにない天災、自然災害、それから私たち漁業者の不漁、いろんな問題が多発しております。それと同時に、今までにない災害に遭われた方々に対し、心よりお見舞いを申し上げます。同時に、心より早期の復興を願うものであります。

それでは、今回3点、通告してあります。その3点を町長並びに教育長にお尋ねして、先ほど酒元さんが言われたとおり、私たち洗礼を受けます。ここへ立つように頑張っておりますけれども、今回3点だけ、ひとつ教育長、町長、お答え願いたいと思います。

1点目、職員の視察研修の実態、実施状況をお聞かせ願います。と同時に、町長に対しての、持木町長は能登町に対して、持木セールスポイントはどういうものがあるか、お聞かせ願いたいと思います。

一つは、町長さんとか私たち議員は、毎年視察研修をしております。その視察研修に対して、今、当町では、昔はありましたけれども、職員の方々も視察研修しておられるのかどうなのかとお聞きしたいなと思っております。私は、この町のみにくすぶっておれば、ほかの県の問題、私たち議員並びに町長は県外へしょっちゅう出ておりますけれども、町職員の方々が視察研修をどのようにしているのか、お聞かせ願いたいなと思っております。

それより町長、先ほどこちらのほうを見ておられましたけれども、町長のセールスポイントという意味は、町長は本当に365日ある中で、土日は休みないんじゃないかなと私はいつも見ておりますけれども、ただし、ほかの町長さんもそうだと思いますよ。何しろキャッチフレーズとして、白山市とかいろんなところの町長さんは、いろんな新聞にキャッチフレーズみたいにピックアップして、私たち地方版を見ておりますけれども、うちの町長はどういうものがあるかお聞かせ願います。

その2点、ひとつ質問いたします。よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、まず志幸議員のご質問の職員の視察研修等について答弁させていただきます。

職員に関しましては、視察研修というのは実施しておりません。実務研修を実施しております。職員には、職務上必要な専門的知識の習得といたしまして、県市町支援課や道路整備課などで年単位の派遣研修を行っておりますし、今年度から姉妹都市であります宮崎県小林市へも職員を派遣しております。そのほか中堅幹部として必要な政策形成能力及び行政管理能力修得のため、自治大学校などの長期研修を実施しております。

また、平成29年3月に改定いたしました能登町人材育成基本方針に基づき、専門の講師を招いて町独自の研修会を実施しており、昨年度は管理職と一般職を対象に評価者、被評価者研修やメンター研修を開催いたしまして、138名の職員の受講がありました。

そのほか年齢や役職、経験年数等に応じまして、自治体職員にとって重要な地方行財政研修を初め、法制執務研修、リスクマネジメント研修など、石川県自治研修所が行っておりますさまざまな分野の研修会への参加を呼びかけているところでもあります。

今後も研修の内容を工夫しまして、できるだけ多くの職員に幅広い研修の機会を持っていただくように努めてまいりたいと思っております。また、これらの受けた研修の成果を日常業務に生かしていただきまして、町民から信頼される職員となるよう職員の意識改革と資質の向上を図っていききたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

それともう1点、私自身のセールスポイントということではありますが、まず健康には気をつけておりますし、それと、あとは余りくよくよせず毎日をごすごすことが大事なのかなというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

どうもどうも。私、この研修の問題、宇出津病院、また能都町のときを言いますと皆さんに叱られますけれども、私、今でも思うんですけれども、能都町のときに職員と私ら議員と研修に行ったと思うんです。そのときにいろいろと今の病院の看板とかそういうものは、ある病院から習得して、そのままずっとまた続いて、いいことかなと思って、こういうような問題を提示したわけでございます。

それと同時に、職員の研修と派遣しながら、またいろいろとその派遣される職員も数名だと思うんですね。138名の方が受講されたのと町長は言われておりましたけれども、そういう人が集まって、また380名近くの町の職員の

方々が町民の理解のもとで、やはり皆さんが町民に溶け込んでいけるような研修並びに派遣をしてくださればいいなと思っておるんですよ。

やっぱり能登町のことも必要ですけれども、たまに隣のやつも見たり、いいものを習得したりするのも必要かなと思っております。

それから、町長は健康に留意されるということで言われた。それは一番だと思います。私もそれをモットーとして頑張っておりますので、また頑張りたいなと思っております。

町長も頑張ってください、あと数年間。いろいろこの前、東京へ行ったとき、ぐあい悪くなったと。ぐあい悪くなったら絶対に皆さんのリーダーはできないですからね。そういうことで、余りほかの新聞を気にせず頑張っていたきたいなと思っております。

それでは、2点目に移ります。

2点目、能登町において子育て環境について、私、質問したいなと思っております。これは教育長にお尋ねします。

教育のほうは、この前、前回も聞いたとおり、結構能登町の教育はハイレベルになってきたという。私が学校を出たときとは全然違うなと思って聞いております。これも教育長並びに係の方々の努力だと思いますけれども。

それと同時に、やっぱりこういうものが世間に騒がれております。世間に騒がれておることがどうなっているかなと思って、この場において教育長にお尋ねします。

県内外で子供の虐待、そして中学、高校生のいじめ、自殺などの問題。いろいろと身近にそのようなことがあったかなということで、ちょっと記憶も私あるものですから。相次いで起きております。

当町では、児童生徒や保護者の悩みの相談体制はどうなっているのかなと思います。今、何かにつけて第三者委員会とか第四者委員会とかテレビで、マスコミで騒いでおりますけれども、能登町はおかげさまでそういうものがない。ということはいいいことだと思います。それを事前に防いでいるのかなと。その体制をどうしているのかなと、お聞かせ願いたいなと思っております。

それから、当町は児童生徒や保護者がいろいろと相談できる体制を整えておられるのかということをお聞かせ願いたいなと。今、私たち能登町では、特に子供たちの人数が減ってきております。能登町にとっては今の子供たちは貴重な財産だと思います。やはり教育の問題を重要視しながら育てていったらいかかなと。

教育長、質問に答えていただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、志幸議員の質問に答えたいと思います。

いじめや不登校を初めとした学校での相談体制ということですが、県が採用しているスクールカウンセラーという制度があります。能登町については、小中学校全てに派遣をいただいております。カウンセラーが巡回し、授業や校内での児童生徒の様子を観察したり、児童生徒、保護者、また教職員の希望に応じ、相談やカウンセリングを行っております。また、教職員を対象とした校内研修の実施も職務としております。

町の体制ですが、中学校には学校ハートフル相談員を配置しております。思春期を迎えた多感な生徒たちの悩み、不安、ストレスなどをやわらげるカウンセリングを行い、生徒の心にゆとりが持てるような環境づくりを目指しております。相談員には校内巡回はもとより校内活動にも参加するなど、日ごろから積極的に会話をを行うことで、より生徒に親しみやすい存在となるよう心がけております。

次に、能登町独自の能登町ハートフルフレンド派遣事業があります。専門的知識や経験の豊富な人材を学校や家庭に派遣し相談を受ける制度で、現在は児童家庭支援センターから1名のカウンセラーの方に業務を委託をしております。専門職の方でありますので、カウンセリングに関するノウハウを持ち、具体的かつ的確な相談やアドバイスを行っております。心強い存在だと学校から聞いております。派遣の依頼については学校から行うことになっておりますので、どんなささいなことでも校内でとどめることなく、この制度を活用するよう学校に校長会などを通じ随時指導しているところであります。

また、学級集団の雰囲気や居心地のよさ、いじめや不登校の早期発見につながるQ Uテストを年数回実施しております。子供たち一人一人の心の持ちよさを把握することを行っております。

家庭の相談窓口としては、県、町電話相談ホットラインを設けております。県では、24時間いじめ相談テレフォン、町では、いじめや不登校の問題だけでなく、家庭教育、また夫婦間などの家庭問題など誰もが抱えるいろいろな悩みを相談できるものとなっておりますが、能登町なんでも相談カナリアを設置しております。ほかにも社会福祉協議会の心配ごと相談、児童相談所や警察なども相談を受けることができます。

以上、児童生徒や保護者の悩みの相談体制は何かということで、相談機関等についてお答えしましたが、児童生徒たちにとって一番の相談相手は教師だと思っております。常日ごろから担任や生徒指導担当の教諭が中心となって、子

供たちのちょっとした気持ちの変化や表情の変化を見逃さないよう心がけていると思っております。いつでも気軽に相談を受けられるような体制づくりを行うよう指導しております。

次に、この体制ということですが、これらの体制をどのように周知しているかということになりますと、学校にかかわる相談体制については、対象が児童生徒や保護者に絞られますので、学校を中心に周知を行っております。ほかの行政機関などの相談窓口については、町のものは広報紙等に掲載し、県ではホームページ等に周知を行っているところであります。

よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

再質問したくても再質問ありません。全てクリアされておるんだなと。完璧な状態なんだなと思って。

ただし、答弁の中で一番感銘を受けたものは、教育長もベテランになったから、生徒は相談を受けるのは教師だと思われます。ということは、今までそういう教育長はいなかったかな。家庭じゃないかなということで、皆さんお答えしておったみたいな感じなんですよ。親御さん。だけど私は昔から教師、家庭、子供たち、その人たちが一番長くいるのは、やはり時間、正常な回転している頭のときに教師と一番長くいるんですよ。あとは家族へ帰って寝たりなんだけなんです。

そうすれば、教育長のもとでなら、いろんな事業があるらしいですけども、カウンセラー、カウンセリング、そういうことも完璧にとり行っておられるということで、これから子供をつくろうかなという若い夫婦の方々、能登町の教育ならいいよということで、より一層励んでくださるんじゃないかなと思っております。

以上でこの2題目を終わらせていただきます。このように、またより一層進んで頑張ってください、教育長。

それでは、3点目に移ります。

この3点目、私は相続財産の放棄についての質問をしたいなと思っています。

私、こういう財産系統、税務関係ちょっと詳しくないので難しいんですけども、だけど、私このごろ町民の方々と結構お会いするもんですから、それで町民会議をしておるもんですから、ちょっとこういうものが気になって質問に入れたわけです。

ただし、本当にちょっとした間で皆さんがお年寄りになられます。なっておられます。私も年いきますけれども、皆さんも町民の方も年寄りになっておられます。年寄りになれば気持ちも変わっておられます。

それと同時に、空き家がすごく目立っております。これは国のほうも、テレビ、マスコミ等では皆さんご存じのようでございますけれども、日本の土地、家屋はどれだけの家屋が外国人に買われているかということも、この前もテレビで統計が出ましたね。そういうような状況で、能登町の土地を大事に、また、その土地を継承できるような格好、また放棄した場合にどうやっていくのかということをお聞きしたいなと思っております。

私、ヘクタールと言っても、余り山のこととか土地のことは余り詳しくないんですけれども、結構能登町は土地が広いわけでございますね。そういうことで山林が多く存在している。それと同時に古民家が結構あるということで、その継承がどうなっているのか、町長にお聞きしたいなと。今後どうしてこの問題を解決していくのかなと思って。このまま放っておくと大変なことになるんじゃないかなと思っております。

そういうことで、町長、ひとつお答え願います。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは志幸議員の質問に答弁させていただきますが、財産の相続あるいは財産の相続の放棄とか、そういう問題だというふうに思っています。

相続につきましては、死亡によります相続の開始や法定相続人、その順位が民法で定められております。相続の放棄につきましても、民法第938条によりまして、法定相続人が相続放棄する旨を家庭裁判所に申述しなければならないことが定められており、相続の放棄をした者は、初めから相続人とならなかったものとみなすこととなっております。

相続人の不存在の相続財産は、民法第951条によりまして相続財産となり、利害関係者等が家庭裁判所に請求して相続財産の管理人を選任することになっております。

当町における相続財産の放棄によります相続人の不存在の状況ということでありますが、ここ二、三年では8件の相続放棄の申し出がありました。過去の分と合わせますと、これまで23件が相続人の不存在の固定資産となっており、今後もふえていくことが見込まれております。

相続の放棄の理由としましては、以前は債務超過、借金のため相続を放棄す

る場合が多くありましたが、近年の状況では、法定相続人が少なく、町外に在住の場合に、負債はないけれども土地家屋の維持管理ができないために相続の放棄をされる方がふえてきている傾向となっております。

相続人の全てが相続放棄した固定資産税の納付につきましては、地方税法の規定により納付の義務を直ちに消滅させることができるとされておりますので、当町においても関係法令に基づきまして適正な課税、収納の取り組みを行っているところでもあります。

また、現在、納税者の納付の利便性を図りたいという思いから、そしてまた納期内納入意識の高揚のために、平成31年4月から、北陸3県在住の方々には郵便局窓口での納付、そして全国的にはコンビニでの納付が可能にできるよう今現在準備を進めているところであります。

今後も石川県及び奥能登2市2町で構成しております奥能登地区地方税滞納整理機構と連携をとりながら、さらなる収納に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

なお、納税義務者が死亡した場合の手續や収納の取り組みにつきましては、税務課のほうから説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

税務課長 干場勝君。

税務課長（干場勝）

それでは、税務課のほうからは納税義務者が死亡した場合の手續や収納対策について説明いたします。

相続財産の管理人が選任されていない状態での固定資産税については、納税義務者を判断するもととなる固定資産課税台帳に登録されている納税義務者は被相続人——死亡した人でございますが——であるため、実際には納税通知書を送付することが困難であります。

このため、固定資産税の納税義務者が死亡し、相続が開始されましたら、相続人代表者指定届を提出していただいております。この届け出のあった相続人の代表者の方を固定資産課税台帳に登録して、翌年度以降、相続登記が完了するまでの間の納税義務者として固定資産税の納付をお願いしているところございます。

また、相続放棄された方の場合には、家庭裁判所から交付されます相続放棄申述受理通知書の写しを税務課に提出していただいておりますが、相続の放棄による相続人の不存在の相続財産の管理については、民法の規定により次の相続人もしくは管理人が管理できるまでの間、自己の財産と同一の注意をもって、

その財産の管理を継続しなければならないと定められていますので、相続の放棄をしたからといって管理人が管理できるまではその財産と無関係とは言えないものでありますので、申し添えさせていただきます。

次に、収納対策の具体的な取り組みについてでございますが、各納期内に納付いただけない方に督促状の発送、年3回、5月、8月、12月の滞納整理強化月間での催告状の発送や、税務課職員全員での電話、臨戸訪問による納付催告を行っています。

また、奥能登地区地方税滞納整理機構へ滞納整理の一部移管も行っており、通年的には、滞納されている方の財産等の調査により病気、災害、事業の著しい損害等を見きわめて、差し押さえ、猶予、停止等、それらに見合った滞納整理を進めているものでございます。

今後も公平負担の原則と関係税法に基づき収納の取り組みを進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

議長（向峠茂人）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

税務課のほうから税の問題を言われましたけれども、もう一つ、こういう、昔、私たちが一生懸命働いて30年、もう4分の1世紀たちましたけれども、その時分の土地、それから山林、家屋、価値観と今現在の価値観は違います。そういうことで、私は今こうやって町民会議をしておりますと、空き家がすごく目立っております。いろいろとテレビにも騒がれますけれども、やはり町の中でこういう相談をできるような部署を今後特に設けていかなければならないのではないかな。税務の話から、相続するときの問題をどうするかなということであれしていかな、土地、山林その等がいろいろと乱雑になってくるんじゃないかなと。ほかの人に迷惑がかかるような状態になるんじゃないかなと思っております。

町長、そういう相談する窓口を一つ設ければいかがでしょうか。町長のお答え、どうぞ。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

そういった相談となりますと、やはり税務課の職員ではちょっと無理な部分もありますので、例えば司法書士さんとか、そのあたりにご相談いただいて、そういった取り扱いを一緒に考えていただければなというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

12番 志幸松栄君。

12番（志幸松栄）

どうもどうも。町長のお答え、大体そういうことかな。そういうことで、今後検討していただかなきゃならんような課題かなと思っております。

継承する人、相続する人がいなくなっても、そのまま町もさわれない、近所の人もさわれない家屋がふえる。山林がふえるということは、そういう遊休というか迷惑土地がふえるということが結構今後出てくるんじゃないかなと思って、また町長言われたとおり、そういう専門方に委ねて、結局そういうような曜日でも設けて、そういう相談する。広報なり何なり、ひとつ開設したほうがいいんじゃないかなと思っております。

以上で今回、私の質問を終わります。

16分残りました。どうもどうも、議長、ありがとうございました。

議長（向峠茂人）

以上で、12番 志幸松栄君の一般質問を終わります。

それでは次に、9番 河田信彰君。

9番（河田信彰）

それでは、一般質問の機会を与えられたので、今から一般質問をさせていただきます。

生中継ということで、少し緊張しております。議長、またひとつそこをよろしく願いいたします。

それでは早速、保育所の入所要件について質問させていただきます。

妊娠活動、いわゆる妊活の方を保育所入所要件に加えられないか、お聞きします。

まず、妊活とは、不妊治療など妊娠について正しい知識をつけ、自分の状態を把握し、妊娠するために前向きに活動すること。将来自然に妊娠しやすくするための体づくりや生活スタイルを整えることを言うそうです。

今回あえて能登町の保育所入所要件に該当しない事例を紹介させていただき

ます。

仕事をやめて妊活、不妊治療の通院をされている方のお子さんです。残念ながら現在の能登町の保育所入所要件には該当しないため、保育所へ入所できません。親が家にいる場合は預けることができないことになっています。不妊治療をする人の数は年々ふえていると言われています。理由としては、結婚する年齢が上がったことや、女性の社会進出により昔よりも出産をする時期が遅くなったことが挙げられます。出産を考える年齢が上がったことや、生活習慣病で妊娠しなくなったり、不妊治療する人がふえていると考えられています。

不妊治療は、一昔前まで一部の夫婦だけが受ける特別な治療法のような存在でしたが、今はそうではありません。現在、日本では夫婦の6組に1組は不妊治療の経験があると言われています。少し古いデータですが、2014年の日本産婦人科学会調査では、体外受精の実施回数39万3,745件のうち4万7,332人が出生していることがわかっています。これは、この年に生まれた子供の21人に1人が体外受精から生まれた子供だということです。今申し上げた数字は、あくまで体外受精だけの結果なので、タイミング療法などのほかの不妊治療を合わせるともっともっと人数がふえることになり、不妊治療はもはや特別なことでなく、一般的に行われていることと言っても過言ではありません。

不妊治療の体外受精を経験された方のお話ををご紹介しますと、対応できる医療機関は能登町から最も近くで金沢市内です。当然、通院や診察に朝早くから夕方までかかる上、通院期間はタイミング法から始めて2年半かかって、その後、妊娠初期段階も含めると約3年間の間に100日以上、金沢へ通院したそうです。通院以外にも自宅で自己注射や点鼻薬が1日3回。そのほか薬の投与をしなければならないそうです。

今申し上げたとおり、不妊治療の体外受精になると、通院回数もさることながら身体、体への負担もかなり大きいので、最初から夫婦で能登を離れ、金沢にアパートを借り、治療、通院に専念する方もいると聞いています。また、長期間、不妊治療で通院し、体外受精でやっとの思いで1人目の子を授かり、2人目についても不妊治療で授かりたいと思っても、まだ3歳未満の1人目のお子さんの面倒を見てくれる人がいない限り、不妊治療の通院は不可能とのことでした。

つまり、3歳未満の子持ちの方で2人目を授かるため仕事をやめて不妊治療に通うことは、長期的に子守をしてくれる家族がいない方は、現在の法律、保育所入所要件では保育所に預けることができないので、2人目以降の不妊治療を断念せざるを得ない状況であります。

能登町は、ご存じのとおり急激な人口減少が続いています。貴重な第2子を

授かるために意を決して仕事をやめ、金銭的にも体力的にも精神的にも負担がかかる不妊治療に挑もうとしている方がいることを町執行部もぜひ認識していただきたいと思います。

繰り返しますが、不妊治療のため、やむを得ず仕事をやめた場合、3歳未満の子は保育所入所要件に該当しないので、保育所には預けることができないし、家族の中で長期的に日中子守をしてくれる人がいない場合は、不妊治療での2人目は諦めざるを得ない状況ということです。

長期間、日中、3歳未満の子守をしてくれる環境が整っている家庭が能登町にどれだけありますか。周りを見てもなかなかいないような気がします。このような境遇に置かれているのは、現段階でも町内にも何人かいると聞いています。今後もそのような境遇の方は間違いなくふえるような気がしております。

3歳児になると保育所に預けることはできますが、不妊治療は年齢との戦いだそうです。不妊治療をするときの女性の年齢が1歳上がるごとに流産のリスクが15%高まると言われております。

保育所の入所要件に関しては、確かに国の法律に基づき定められていることは理解していますが、体外受精などの長期間の不妊治療のため、やむを得ず仕事をやめた無職の方も入所要件に加えられるよう、これから町として国や県に訴えていくべきだと思いますが、町長、いかがでしょうか。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、河田議員の質問に答弁させていただきますが、当町の認定こども園というのは公立6カ所、私立2カ所の8つあります。全て幼保連携型としまして、幼稚園機能と保育所機能の両方の機能をあわせ持つ単一の施設として認定を受けております。

入所要件につきましても、内閣府令に定められている幾つかある保育の必要性の事由というのがありまして、そういった事由を申請時の書類審査によりまして入所の決定を行っているということであります。

そして不妊治療につきましても、治療費が非常に高額であること。医療機関が金沢圏域であること。そして、治療の周期で3日から5日間連続での通院を要することがあるとのことで、精神的にも身体的にも大変苦勞されていることと思っておりますが、入所要件には該当しておらず、町では一時的な保育の対策といたしまして、ご家庭の事情などで保育を受けることが一時的に困難となった場合において、連続3日、月12日以内でお預かりすることができる一時

預かり事業、また登録された協力会員の自宅等にてお預かりするファミリーサポート事業も実施しておりますので、これらの事業を有効に活用していただければというふうに考えております。

少子化が急速に進む中におきまして、第1子を初め、第2子、第3子の出産を希望する夫婦の夢をかなえられるようにすることは極めて重要な事業と考えております。一人でも多く子宝に恵まれるよう不妊治療の費用を助成し、経済的負担の軽減を図っているところではありますが、不妊治療につきましては、治療の方法や期間など体調管理に至るまでさまざまであり、個人差が生じることから、直ちに保育を必要とする事由に当てはめるのは困難な状況ではありますが、町といたしましては、保育を必要とする全ての児童に対して提供できる体制を整備していく責務もあり、今後も子供たちが健全に育っていけるような子育て支援に努めてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

議長（向峠茂人）

9番 河田信彰君。

9番（河田信彰）

体外受精の経験者に言わせますと、先ほど言われていましたファミリーサポートセンターとか一時保育預かり事業とかのやつが不妊治療に通おうとすれば現実的には難しいとのことでした。3歳未満の子を頻繁にスポットで預けると、やはりなれていないために泣いたりわめいたり、相当ストレスがかかるそうです。

私たちの能登町は、さすが能登町やなと思うくらいファミリーサポートセンターとか一時預かりとか、すごいことをしていると、私はすごく思っております。不妊治療にしても、もちろん助成していただいておりますし、恐らく県内では最先端だと私は思っておりますが、預けていただけるようにしていただきたいという声が非常に強くて、私、この質問をさせていただいたんですが、このような遠隔地で不妊治療をしている方は、保育所入所要件に長期的な不妊治療の場合だけでも加えていただくことを強く皆さん望んでおられます。

能登町から安心して2人目以降の不妊治療に通えるように、体制、環境を改善していただけるように、県、国にもっともっと声をかけていただいて、町独自で体制を整えていただくことをお願いいたします。

余談ではありますが、電波塔として世界一の高さを誇る東京スカイツリーは、皆さんもご存じだと思います。高さは634メートルもあり、見る者を圧倒しています。しかし、このタワーを支えているのは決して人の目に触れることのない地下50メートルにもわたる基礎部分であります。タワーを町に例えると、

その町を支えていくのは若者であり、子供たちであると私は思っております。
また、タワーが若者や子供たちの未来だとすれば、それを支援し応援していくのが町だと思います。

ぜひ安心して出産、子育てができる環境、行き届いた支援体制の充実のため、
いま一度、支援体制を周知、あり方について汗をかいていただくようお願いを
して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。よろしくお願いします。

議長（向峠茂人）

以上で、9番 河田信彰君の一般質問を終わります。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここでしばらく休憩いたします。再開は2時15分からといたします。（午後
時 分）

再 開

議長（向峠茂人）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。（午後2時15分再開）
次に、3番 金七祐太郎君。

3番（金七祐太郎）

ことは夏、異常な暑さでした。また、西日本豪雨、台風21号、北海道胆振東部地震などなど、災害の多い夏だったと思います。これらの災害、地震でお亡くなりになられた方、また被災された皆様に心からご冥福とお見舞いを申し上げます。

また、昨日も能登町で大雨による土砂災害警戒情報が発表され、私も消防団員として警戒、パトロールに当たりました。幸い人的な被害がなかったので、よかったかなと思いましたが、暴れる川や田んぼに水がついたところ等を見ると、改めて消防団員として防災、減災に努めていかなければならないなと改めて思いました。

それでは、一般質問に入りたいと思います。

能登町まちづくり合宿等助成金についてです。

この事業は、地方創生推進事業、能登町総合戦略の能登町の魅力発信と体験

による交流人口及び能登町ファン拡大のための施策として、この能登町まちづくり合宿等助成金が行われています。その直近の３年間の利用件数、また、その実績からこの事業が能登町の交流人口、能登町ファンの獲得にどれだけの成果があったのか、町長のお考えをお願いいたします。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

それでは、金七議員の質問に答弁させていただきます。

この能登町まちづくり合宿等助成金は、当町の交流人口の拡大と地域の活性化を図ることを目的といたしまして平成２６年度から開始した制度であります。町内の文化・スポーツ施設と宿泊施設を利用して、教育旅行やゼミ、文化・スポーツ合宿を行う町外の小学生から大学生までの５人以上の団体に対しまして、宿泊と送客バスに係る費用の一部を助成するものです。

ご質問の直近３年間の利用実績ですが、平成２７年度は利用件数６８件、延べ人数４，４３８人、助成金額５５９万１，０００円でありました。そして、平成２８年度は利用件数が９９件、延べ人数６，１６２人、助成金額が９０２万１，０００円でありました。そして、平成２９年度の利用件数が７７件、延べ人数が５，１２８人、助成金額が７７８万２，０００円ということでした。

平成２９年度につきましては、町が大会誘致をいたしました全日本学生ソフトテニス大会が昨年８月に行われております。延べ３，３２６人が宿泊しておりますので、助成利用者人数と合わせますと延べで８，４５４人となり、いずれの年度におきましても前年を上回る宿泊人数となっております。

その成果についてですが、数値的に申しますと交流人口では当町での３年間の平均宿泊者数は１０万７，０００人ということで、そのうち合宿助成利用者数の平均は６，３００人で、宿泊者数全体の約６％が合宿等での交流人口があったと考えております。

また経済効果では、宿泊費用から助成金を差し引いた額で算出いたしますと、３年間で平均で約４，２００万円の経済効果があったというふうに試算しております。

能登町ファンということでは、リピータされる団体も年々ふえてきております。

今後もこの助成制度を継続していきまして、町内のスポーツ施設などの充実や宿泊施設業者との情報共有を図りながら能登の魅力を県内外に発信し、交流人口の拡大と能登町ファンの獲得、また観光誘客促進助成金やレンタカー利用

助成金とあわせまして当町への誘客活動に取り組んでまいりたいと思っておりますので、議員の皆様方にもぜひご協力とご理解をお願いいたしまして、答弁とさせていただきます。

議長（向峠茂人）

3 番 金七祐太郎君。

3 番（金七祐太郎）

年々増加しているということですが、私もスポーツ少年団や学童野球にかかわっております。ことしも能登町で春の学童野球の県大会がありました。参加 16 チーム中、8 チームが能登町に宿泊しております。また、この制度を利用して毎年のように加賀や金沢から合宿するチームがふえてきました。

さっき町長も申されましたけれども、経済効果は少し貢献しているのかなとも思いますが、それよりも能登の学童野球チーム、小学生のチームなんですが、経済効果もそうですが、加賀や金沢のこっちからいうと都会のチームと交流することによって、本当にいろんな意味でいい効果が出てきているとも思います。

それと、学童野球の場合ですけれども、小学校の野球チームの話なんですけれども、この場合、子供プラス保護者がついてきます。多分、補助の助成対象にはなっていないと思いますが、その倍以上はそのときに宿泊していると思っております。

本当にこの事業はいい事業だと思っております。今後もやっていただければなと思いますが、引率者の助成対象人数が 3 段階になっているんですけれども、一番最低で学童野球なら大体 20 人、多くて 20 人なんですけれども、20 人以下では大人の助成は 1 人となっております。小学生だと、いろいろと年齢が低いもので大人の保護者のお世話が欠かせないと思っております。保護者の全員分を補助してくれとかそういう話ではないんですが、野球チームだと監督、コーチ含めて指導者が 3 人おります。せめてこの 3 人だけでも何とか助成のほうに入れていただければなと思っておりますけれども、町長、その辺どう思われますか。

議長（向峠茂人）

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

確かに、この事業を利用されましてリピーターも多くなってきました。28 年度、29 年度、両年続けて来られた団体というのは 41 団体ありますの

で、そういった意味では非常にいい制度だなというふうに思っていますし、金七議員がおっしゃるように、年齢層によってはやはり引率というのは人数も多くなるでしょうし、その辺も含めて今後検討させていただければなというふうに思っております。

議長（向峠茂人）

3 番 金七祐太郎君。

3 番（金七祐太郎）

本当に私、町長も申されたとおり、リピーターの多い制度だと思います。また、小学生の場合だと保護者が子供の数掛ける 2 ぐらい多いチームはおりますので、またご検討のほうをよろしく願いいたします。

それでは、次の質問に入りたいと思います。

先ほど志幸議員も教育委員会のことで大変褒められておりましたが、よりよい学校教育について。タイトルは壮大な感じなんですけれども。

全国学力テスト、正確には全国学力・学習状況調査というらしいです。私も初めて調べてわかりました。7 月 31 日、文部科学省が発表した結果によりますと、都道府県別の平均正答率で見ると石川県は全 10 科目のうち全国最多の 5 科目で 1 位、その他も全て 2 位に入る過去最高の結果だったとありました。また県の教育委員会のほうでも、今年度の結果については、02 年度から実施してきた県独自の基礎学力調査や、金大と連携した全国学力テストの結果の分析などの積み重ねが成果としてあらわれたと言っております。

それで能登町の結果はいかに。これは個別の公表できないとは私も重々わかっておりますが、その中で能登町はどのような状況なのか。また、能登町ではその結果を分析して、どのような対策を行っているのか。教育長、よろしく願いいたします。

議長（向峠茂人）

教育長 中口憲治君。

教育長（中口憲治）

それでは、ご質問に答弁をさせていただきます。

ことしも 4 月 17 日に全国学力・学習状況調査が全国一斉に実施されました。能登町の小中学校においても小学校 6 年生と中学校 3 年生が調査に参加をしております。7 月下旬には今年度の結果が公表され、石川県の小学校 6 年生、中学校 3 年生の結果が全国トップレベルであると新聞やテレビ等の報道がなされ

ております。

調査結果の公表についてであります、ご存じのとおり文部科学省より調査結果の取り扱いについての通知がなされており、石川県並びに能登町においては、教育上の影響等を踏まえ、公表の必要性を慎重に判断をしました結果、個々の学校名及び順位をつけた平均正答率等の一覧表や数値での公表はしておりません。

しかしながら、石川県では、調査結果の分析と改善策を示した上で各市町ごとの調査結果を9月8日の新聞紙上でも公表しておりますが、詳しい数値については、先ほど説明いたしましたとおりこの場での公表を差し控えさせていただきますが、我が能登町の結果は、小学校6年生と、そして中学校3年生ともに、調査実施教科いずれも県平均を上回り、上位に位置しております。

能登町の小中学校では、ここ数年、連続して県平均を上回る結果となっております。各学校で調査結果の分析、検証に基づいた授業改善や、各家庭の協力により生活習慣等の改善が進んだことにより、学習における基礎・基本の定着や今後必要とされる思考力、判断力、表現力等が着実に身につけているものと考えております。

それと、能登町の児童生徒の学力向上のきっかけとなったことといたしまして、防災教育の推進、海洋教育での体験的な学習が挙げられると思っております。防災教育、海洋教育、いずれも児童生徒が地域の中に出て、地域の人々や町の先生の皆さんとかかわりを持つことから学習がスタートしております。人の話をしっかり聞いたり、人にわかりやすく説明するための話し方や資料の見せ方を考えたり、新しい気づきや発見をしたり、さまざまな能力が子供たちの中に育ってきました。防災教育、海洋教育の中で培われた力が新しい学習指導要領が求める「生きて働く知識・技能の習得」「学びに向かう力・人間性の涵養」につながっており、学力テスト等においても能登町内の児童生徒は安定した学力を維持向上させていると考えております。

続いて、学力向上のために町としての対策ということですが、まずは小学校3年生と5年生、中学校1年生、2年生、全員に対して町独自学力テストを実施しております。県の基礎学力テスト、全国学力テストの対象学年と合わせて、小学校3年生から中学校3年生まで切れ目なく経年的に学力を分析、検証、補充学習を行うようにしております。

町独自の学力テストは、全国学力テストを作成している民間会社が推奨するものを採用しております。メリットといたしましては、児童生徒一人一人の個人データが蓄積され、どの部分で学習のつまずきが見られるか、過去と比較してどのように伸びているかなどがわかるようになっているということでもあります。各学校において、データに基づいてきめ細やかな指導を行っております。

そのほかに、各小学校に子供たちの学習を支援、補強するため補充学習サポーターを配置しております。さらに、学校提案型学力向上事業では、全小中学校が学力向上にかかわる書籍の購入や研修を行い、成果を上げております。また、能登町内の教員同士が授業改善、指導法の工夫を目指し、学力向上並びに効果的なＩＣＴ活用のための学校研究も行っております。

よりよい学校教育についてでございますが、能登町教育理念にありますとおり「能登の地と人に学び、未来を拓くたくましい力をはぐくみ、一步前へ進む人づくり」を目指し、学校、家庭、地域の皆様が一体となって取り組んでおりますので、ご理解と今後のご協力をよろしくお願いいたします。

議長（向峠茂人）

３番 金七祐太郎君。

３番（金七祐太郎）

いろいろたくさんの取り組みをしていらっしゃるようで、メモ書きで全部書き切れなかったんですけれども。しかしながら、教育長以下、教育委員会全体でも頑張っていると思いますが、現場の先生たちが一番苦勞して取り組んでいるからだとも私は思っております。その点、最近叫ばれている先生の就業時間等もまた配慮をいただきながら、未来ある子供のためにも、今後も町、教育委員会、学校、家庭、そして地域が一体となってまた取り組んでいただければなと思っております。

私も学生時代、学力はよくなかったほうなんですけれども、学力も当然のことながら力を入れるべきですが、最後に教育長が言った能登町の教育理念の最後の「一步前へ進む人づくり」ですね。今後も未来ある子供たちの人間形成にもまた力を入れていただきますようお願い申し上げ、私の一般質問を終わらせていただきます。

議長（向峠茂人）

以上で、３番 金七祐太郎君の一般質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。

お諮りします。一般質問が本日で全部終了しましたので、あす９月１２日を休会といたしたいと思っております。

これを日程に追加し、追加日程第１として、直ちに議題にいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、休会決議を日程に追加し、追加日程第 1 として、直ちに議題とすることに決定いたしました。

休会決議について

議長（向峠茂人）

追加日程第 1 「休会決議」を議題といたします。

お諮りします。

あす 9 月 12 日を休会とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、あす 9 月 12 日は休会とすることに決定いたしました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

次回は、9 月 14 日午前 10 時から会議を開きます。

散 会

議長（向峠茂人）

本日はこれにて散会いたします。

一同、起立。ご苦労さまでした。

散 会（午後 2 時 37 分）

開 会（午前１０時００分）

開 議

議長（向峠茂人）

ただいまの出席議員数は１４人で定足数に達していますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

あらかじめ、本日の会議時間を延長しておきます。

議案上程

議長（向峠茂人）

日程第１、議案第６９号「平成３０年度能登町一般会計補正予算」から日程第６、議案第７４号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例」までの６件を一括議題とします。

常任委員会に付託審査をお願いしました案件について、各常任委員長の報告を求めます。

委員長報告

議長（向峠茂人）

総務産業建設常任委員会委員長 椿原安弘君。

総務産業建設常任委員長（椿原安弘）

総務産業建設常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第６９号平成３０年度能登町一般会計補正予算（第２号）歳入及び所管歳出

以上１件は、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（向峠茂人）

次に、教育厚生常任委員会委員長 金七祐太郎君。

教育厚生常任委員長（金七祐太郎）

教育厚生常任委員会に付託されました案件の審査結果について、ご報告いたします。

議案第69号平成30年度能登町一般会計補正予算（第2号）所管歳出

議案第70号平成30年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第71号平成30年度能登町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第72号平成30年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第73号平成30年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第1号）

議案第74号能登町立公民館条例の一部を改正する条例

以上6件は、原案のとおり可決すべきものと決定をいたしました。

以上をもって報告を終わります。

議長（向峠茂人）

以上をもって、各常任委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（向峠茂人）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

14番 鍛冶谷眞一君。

14番（鍛冶谷眞一）

私は、今9月定例会の第1日目において、補正予算につきまして、現在進行している本庁舎建設地の対岸に当たる59台の第2駐車場から建設しているところに橋をかけたいとする1,200万の実施設計費が上がっていることに対して、上流のジョウト橋から35メートル程度、そしてお聞きしたら建設費用が七、八千万かかるということで、合計すると1億になんなんとする橋をかけることにつきまして、保留等の検討はできないでしょうかというふうに質疑をいたしました。

今ほど委員長の報告では可決でしたが、できますれば、総務産業建設常任委員会においてどのような審議がなされたのかお答え願いたいと思います。

よろしく願いいたします。

議長（向峠茂人）

総務産業建設常任委員会委員長 椿原安弘君。

総務産業建設常任委員長（椿原安弘）

ただいま鍛冶谷議員の質疑に対してお答えいたします。

その橋の件につきましては、第2駐車場にとめている運転する方だけでなく、例えば、そこに近くにAコープとか、もちろんコンセールといろいろありますので、普通の歩行者の方も通る機会が多いんじゃないかなということが予想されます。ということで、歩く人の歩道といいますか、そういうものもつけ加えて実施設計に臨まれたらいいんじゃないかという意見がありました。

以上でございます。

議長（向峠茂人）

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（向峠茂人）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（向峠茂人）

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第 69 号「平成 30 年度能登町一般会計補正予算（第 2 号）」の 1 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）

ありがとうございました。

起立多数であります。

したがって、議案第 69 号の 1 件は、委員長報告のとおり可決されました。

次に、

議案第 70 号「平成 30 年度能登町国民健康保険特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 71 号「平成 30 年度能登町介護保険特別会計補正予算（第 2 号）」

議案第 72 号「平成 30 年度能登町公共下水道事業特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 73 号「平成 30 年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計補正予算（第 1 号）」

議案第 74 号「能登町立公民館条例の一部を改正する条例」

の以上 5 件に対する委員長報告は、原案可決です。

委員長報告のとおり決定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）

ありがとうございました。

起立全員であります。

したがって、議案第 70 号から議案第 74 号までの以上 5 件は、委員長報告のとおり可決されました。

議案上程

認定第 1 号～認定第 10 号

議長（向峠茂人）

次に、日程第 7、認定第 1 号「平成 29 年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、日程 16、認定第 10 号「平成 29 年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの 10 件を一括議題といたします。

委員長報告

議長（向峠茂人）

本9月定例会議において、決算特別委員会に付託されました認定第1号から認定第10号までにつき、同特別委員会委員長から委員会審査報告書が提出されております

これから本件に対する審査の経過及び結果につき、委員長の報告を求めます。
決算特別委員長 鍛冶谷眞一君。

決算特別委員会委員長（鍛冶谷眞一）

決算特別委員会における審査の経過及び結果についてご報告いたします。

本特別委員会に付託された案件は、平成29年度能登町一般会計歳入歳出決算のほか7特別会計決算及び2企業会計決算、合わせて10件の認定であります。

これら各会計決算の審査につきましては、去る9月5日から10日までの実質4日間の日程で委員会を開催し、決算書、事項別明細書、各種調書、主要施策の成果説明書、監査委員からの審査意見書などに基づき、関係課等から説明を聴取し、予算執行が適正に、かつ効率的に行われたかについて慎重に審査したところであります。

その結果、認定第1号「平成29年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」から、認定第10号「平成29年度能登町病院事業会計決算の認定について」までの10件について、全会一致をもって原案のとおり認定とすることに決定いたしました。

なお、審査の過程において、本委員会からの主な意見、提案についてご報告いたします。

一つ、近年の異常気象による災害に備え、国からの交付金のみを当てにするだけでなく、災害時に迅速に対応するためにも、町独自の予算をさらに拡大する必要があるのではないか。また、そういった災害に対応するための専門技師の採用や消防署員の増員についても検討すべき課題として提言したい。

一つ、町が運営する有線放送について、町民のニーズに沿った町民目線で、さらにわかりやすい情報の発信や番組の提供を望む。

一つ、本庁舎の建設が本格的に着工し、町民の方々の期待が大きくなる一方、行政への視線はさらに厳しくなると思われる。そういった意味でも町職員には今まで以上の意識改革、また全体の奉仕者であるということを再認識し、俗に言う縦割り行政と呼ばれないよう、町民のニーズにしっかり応えるよう邁進さ

りたい。

一つ、町税のほか、各種料金、負担金、分担金等について、滞納者の実態に応じた適切な措置を講じるとともに、一層の収納努力を図られたい。

一つ、水道事業について、老朽管の更新により有収率も年々改善されており、今後も計画的に更新するとともに、国の補助事業についても常に研究、精査をし、目標値に掲げる有収率90%を目指して努力されたい。

一つ、病院事業について、町の広報誌や有線放送、病院のホームページ等を利活用し、町内外に向け、さらなるPRに努められたい。また、ドクターヘリの対応についても十分に事前協議と訓練を重ね、しっかりと対応されたい。

最後に、この能登町は国際連合食料農業機関（FAO）から世界農業遺産に、また、文化庁から「灯り舞う半島能登～熱狂のキリコ祭り～」として日本遺産に認定されております。このすばらしい宝物を次世代を担う未来ある子供たちに引き継ぎ、夢のあるまちづくりに取り組んでいただくよう切望し、決算特別委員長の報告とさせていただきます。

以上でございます。

議長（向峠茂人）

以上をもって、決算特別委員会委員長の報告を終わります。

質 疑

議長（向峠茂人）

これから、委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（向峠茂人）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（向峠茂人）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（向峠茂人）

これから、採決を行います。

お諮りします。

認定第1号「平成29年度能登町一般会計歳入歳出決算の認定について」

認定第2号「平成29年度能登町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第3号「平成29年度能登町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第4号「平成29年度能登町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第5号「平成29年度能登町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第6号「平成29年度能登町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第7号「平成29年度能登町漁業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第8号「平成29年度能登町浄化槽整備推進事業特別会計歳入歳出決算の認定について」

認定第9号「平成29年度能登町水道事業会計決算の認定について」

認定第10号「平成29年度能登町病院事業会計決算の認定について」

までの、以上10件に対する委員長報告は、認定であります。

委員長報告のとおり認定することに、賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（向峠茂人）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、認定第1号から認定第10号までの10件は、原案のとおり認定されました。

委員長報告

議長（向峠茂人）

次に、日程第17、まち・ひと・しごと創生特別委員会報告についてを議題といたします。

まち・ひと・しごと創生特別委員会に付託しておりました事件、「地方創生についての講ずべき施策を積極的に調査、提案すること」について、同特別委員会委員長から、会議規則第73条の規定により委員会報告書が提出されております。

これから本件に対する審査の経過及び調査結果につき委員長の報告を求めます。

あらかじめ申し上げておきますが、この委員長報告については、質疑、討論、採決は行いませんので、ご了承願います。

まち・ひと・しごと創生特別委員会委員長の発言を許します。

まち・ひと・しごと創生特別委員会委員長 椿原安弘君。

まち・ひと・しごと創生特別委員会委員長（椿原安弘）

まち・ひと・しごと創生特別委員会における調査活動について、ご報告いたします。

本特別委員会は、平成27年3月定例会議において、地方創生について講ずべき施策を積極的に調査、提案することを目的とし、14人の全議員を委員として設置いたしました。

本特別委員会では、活動方針を定めたほか、調査活動内容を絞ることと、少人数の方がより効果的な活動が望めるとして、2つの分科会を設けて活動してきました。

平成27年12月定例会議において、第1回中間報告を行い、1次産業にかかわる農協、漁業関係者との意見交換会での意見を一部報告し、今後の調査活動の中で議論を深め、さらに実のある提案に結びつけたいとの中間報告でありました。

また、平成29年3月定例会議において、第2回中間報告を行い、報告の中で本特別委員会が平成29年1月30日、農林水産省へ伺い、農林水産大臣へ「日本海大和堆での違法操業外国船取締及び取締体制強化に関する要望書」を

直接提出し、違法操業している外国船取り締まり強化への要望を行ってきたことを報告いたしました。また、能登高校の水産教育課程の充実を希望し、専門教員の確保と採用をお願いするとともに執行部へ提言し、第2回の中間報告といたしました。

さらに、平成29年度の本特別委員会では、平成28年9月に能登町商工会や商業関係組合の連名で提出された要望書に対しまして、14人の全委員の総意として、要望に対する趣旨をおおむね理解を示すとともに商店街関係への支援策を講じるよう執行部へ要請していきたい旨の回答書を提出しました。また、近年異常に増加した有害鳥獣被害に対して、捕獲後の処理をどのようにしていくか、特にイノシシの処理の道筋を明確にしていかなければならない時期と考え、先進地を伺い、イノシシ解体処理施設とその運営状況を訪ねました。

以上の3カ年の調査活動を踏まえ、次のとおり、まち・ひと・しごと創生特別委員会として提言するものであります。

一つ、引き続き、日本海大和堆での違法操業外国船取り締まり及び取り締まり体制強化を国へ強く要望し、漁業者の操業の安心安全を確保願いたい。

一つ、イノシシ対策として、奥能登2市2町が食肉加工処理施設を含めた焼却施設の共同整備を早急に協議してもらいたい。県の協力を得て、施設規模や場所、運営方法を検討願いたい。

一つ、県内唯一の町営塾「まちなか鳳雛塾」の実績が顕著にあらわれてきており、能登高校の存続の切り札となってきたと思われる。さらにUターン希望の若者を育むことを想定し、地域学も学ぶ機会を設けて、郷土愛を育んでいると聞く。能登町の未来を担うUターン希望者の働き先を考慮し、町にはこれまで以上の雇用創出や創業支援などに取り組み願いたい。

その他として、

一つ、宇出津港水産物鮮度保持・加工処理施設を活用したさらなる事業の展開を望む。

一つ、金沢大学の新設課程を誘致するに当たり、海洋教育研究施設を核として新産業の創出や定住人口、交流人口の拡大を図ってもらいたい。

一つ、イカの駅（仮称）を観光施設の拠点とするためには、官民挙げての共同事業に取り組まれることを切に願います。

以上のとおり、まち・ひと・しごと創生特別委員会の調査活動報告といたします。

議長（向峠茂人）

以上で、委員長からの報告を終わります。

休 憩

議長（向峠茂人）

ここで、しばらく休憩いたします。

休憩中に議会運営委員会を５階委員会室で開催し、その後、全員協議会を開きますので、議員及び執行部関係者は３階研修室にご参集願います。（午前１０時３０分）

再 開

議長（向峠茂人）

休憩前に引き続き会議を開きます。（午前１１時０５分再開）

議長（向峠茂人）

お諮りします。

本日、町長から議案第７５号「請負契約の締結について（平成３０年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（建築））」及び議案第７６号「請負契約の締結について（平成３０年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（電気設備））」並びに議案第７７号「請負契約の締結について（平成３０年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（機械設備））」の３件、金七祐太郎君ほか１名から、発議第３６号「学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性を求める意見書」及び発議第４号「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書」の２件、合わせて５件が追加提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第１、追加日程第２、追加日程第３、追加日程第４、追加日程第５として、それぞれ日程に追加し、日程の順序を変更して直ちに議題にしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

よって、議案第７５号「請負契約の締結について（平成３０年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（建築））」を日程に追加し、追加日程第１、議案第７６号「請負契約の締結について（平成３０年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整

備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（電気設備）」を日程に追加し、追加日程第2、議案第77号「請負契約の締結について（平成30年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（機械設備）」を日程に追加し、追加日程第3、発議第3号「学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第4、発議第4号「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書」を日程に追加し、追加日程第5として、日程の順序を変更して、直ちに議題とすることに決定しました。

追加議案上程

議長（向峠茂人）

追加日程第1、議案第75号「請負契約の締結について（平成30年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（建築）」及び追加日程第2、議案第76号「請負契約の締結について（平成30年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（電気設備）」並びに追加日程第3、議案第77号「請負契約の締結について（平成30年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（機械設備）」、以上3件を一括議題とします。

提案理由の説明

議長（向峠茂人）

町長から提案理由の説明を求めます。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

先ほどは全議案の議決を賜り、まことにありがとうございました。

それでは、本日、追加提案させていただきました議案3件につきまして提案理由をご説明いたします。

議案第75号「請負契約の締結について（平成30年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（建築）」は、去る9月5日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、3億2,821万2,000円で能登町字宇出津新のアントール・西中特定建設工事共同企業体が落札いたしましたので、地方自治法第96条第

1 項第 5 号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 76 号「請負契約の締結について（平成 30 年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（電気設備）」は、去る 9 月 5 日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、7,959 万 6,000 円で輪島市の稲垣電機株式会社が落札いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

次に、議案第 77 号「請負契約の締結について（平成 30 年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（機械設備）」は、去る 9 月 5 日に制限付き一般競争入札（事後審査型）を行いましたところ、7,719 万 8,400 円で能登町字新保の梶設備株式会社が落札いたしましたので、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び能登町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、議会の議決を求めるものであります。

以上、本会議に提出いたしました追加議案につきご説明申し上げましたが、議員各位におかれましては、慎重なるご審議をいただき適切なるご決議を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明を終わらせていただきます。

どうかよろしくお願い申し上げます。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（向峠茂人） ただいま議題となりました議案第 75 号から議案第 77 号までの 3 件の審議方法について、お諮りします。

議案第 75 号から議案第 77 号までの 3 件は、全体審議といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、議案第 75 号から議案第 77 号までの 3 件は、全体審議とすることに決定しました。

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（向峠茂人）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

議長（向峠茂人）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（向峠茂人）

これから、採決を行います。

お諮りします。

議案第 75 号「請負契約の締結について（平成 30 年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（建築）」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（向峠茂人）

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第 75 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 76 号「請負契約の締結について（平成 30 年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（電気設備））」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第 76 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 77 号「請負契約の締結について（平成 30 年度社会資本整備総合交付金小木地区都市再生整備計画事業（仮称）小木地区観光交流センター建設工事（機械設備））」は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

議長（向峠茂人）

ありがとうございます。

起立全員であります。

したがって、議案第 77 号は、原案のとおり可決されました。

追加議案上程

議長（向峠茂人）

次に、追加日程第 4、発議第 3 号「学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性を求める意見書」及び追加日程第 5、発議第 4 号「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書」の 2 件を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

3 番 金七祐太郎君。

3 番（金七祐太郎）

それでは、ただいま上程されました発議第 3 号及び発議第 4 号の提案理由の

説明を行います。

まず、発議第3号「学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性確保を求める意見書」の提出につきまして、本年6月18日午前7時58分に大阪北部で震度6弱を観測した地震で、学校施設のブロック塀が倒壊して下敷きになって児童が死亡したことは大変痛ましく、二度とこのようなことがあってはならないことである。石川県、能登町においても学校施設の耐震化は進められているが、通学路等のブロック塀は盲点になっている可能性があり、同様の惨事が起こらないよう早急な対策を行うべきである。

通学路のブロック塀等の総点検、調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立ち入り禁止等の措置を含めた対応を徹底することや、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援できる制度を検討することなど、国が通学路の安全対策を行うことが重要であり、積極的な対応を講じられるよう強く要請するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

1、今回被災した地域においては、二次被害も想定されることから、通学路のブロック塀等の総点検、調査を緊急に実施し、危険が認められる箇所については、通学路の変更や立入禁止等の措置を含めた対応を徹底すること。

2、全国の通学路も緊急総点検、調査を実施し、工事が必要な場合は、民間事業者とも連携しつつ速やかに実施し、地方自治体に対する技術的、財政的支援を行うこと。その際、一般家庭の塀であっても倒壊の可能性があるなどの場合に支援できる制度を検討すること。また、国土交通省の社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金の効果促進事業（C事業）の積極的な活用を図ること。

3、学校施設の安全対策に要する費用については、塀の修繕など小規模工事に対する補助制度、法定点検やそれに伴う修繕への補助制度の創設等を検討すること。その際、400万円と定められている文部科学省の公立学校施設の防災機能強化事業の補助対象事業の下限額について、広域での申請を認めるなど弾力的に運用すること。

以上であります。

次に、発議第4号「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書」の提出につきましては、今般、東京都目黒区で両親から虐待を受け女兒が死亡するという痛ましい事件が発生した。このような虐待事案は、近年、急増しており、平成28年度全国の児童相談所に寄せられた児童虐待相談件数は12万件を超え、5年前と比べると倍増している。

虐待から子供の命を守るためには、子供の異変に早期に気づき、虐待の芽を摘むことが何よりも重要であり、そのためには児童相談所のみならず関係機関

や民間団体等が協働し、虐待の防止に取り組むことが必要である。

具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関、団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担、協働を加速する児童相談体制改革を行うことや、児童相談所と市町村の情報の共有については、仮に転居があったとしても危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備することなどを検討されたい。

政府においては、こうした痛ましい事件が二度と繰り返されないためにも、児童虐待防止対策のさらなる強化に取り組まれるよう強く要請するため、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

1、平成28年度に政府が策定した「児童相談所強化プラン」を拡充し、市町村における児童虐待防止体制の強化や中核市、特別区への児童相談所の設置も加えた児童虐待防止体制を強化するプランを新たに策定するとともに、地方交付税措置を含めた必要な財源を速やかに講ずること。

2、子供の問題を児童相談所に一極集中させている現状を改めること。具体的には、児童相談所と市町村の役割分担をさらに明確にするとともに、施設やNPO等民間機関、団体や他の行政機関等との連携を強化して役割分担、協働を加速する児童相談体制改革を行うこと。

3、児童相談所間及び児童相談所と市町村の情報共有については、仮に転居があったとしても、危機感や支援状況が確実かつ迅速に引き継げるよう引き継ぎの全国共通ルールを定めるとともに、全国からアクセスできるシステムを整備すること。また、児童相談所と警察との情報共有については、必要な情報がタイムリーかつ確実に共有できるようにするとともに、適切かつ効果的に情報共有できるシステムを新たに構築すること。

4、全国共通ダイヤル「189」を児童虐待通告に限定し、児童相談所の相談ができる窓口につながるまでの間にいまだ半数以上の電話が切れている実態を速やかに検証、分析し、その結果を踏まえ、児童相談所への通告の無料化の検討を含め、運用の改善に努めること。

5、保育所や幼稚園、学校と情報共有を図ること。いじめ防止対策と同様、小中学校の校務分掌に虐待対応を位置づけ、対応する組織を明確化するとともに、SSWを中心とした学校における虐待対応体制を整備すること。

以上、各議員におかれましては、ご審議の上、何とぞ議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上です。

議長（向峠茂人）

以上で提案理由の説明が終わりました。

質 疑

議長（向峠茂人）

これから、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

討 論

議長（向峠茂人）

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（向峠茂人）

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

採 決

議長（向峠茂人）

これから、採決を行います。

お諮りします。

発議第3号「学校施設や通学路におけるブロック塀等の安全性を求める意見書」及び発議第4号「児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書」の2件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成する諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

議長（向峠茂人）

ありがとうございます。

起立全員であります。

よって、発議第3号及び発議第4号は、原案のとおり可決されました。

ただいま可決されました発議第3号及び発議第4号に係る意見書の提出先、処理方法につきましては、議長に一任願います。

以上で、本9月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

休会決議について

議長（向峠茂人）

日程第18「休会決議」を議題とします。

お諮りします。

あすから、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長（向峠茂人）

異議なしと認めます。

したがって、あすから、能登町議会の会期等に関する条例第2条の規定に基づき開く、次の定例日の前日までを、休会とすることに決定しました。

なお、地方自治法第102条の2第3項に基づき、会期中において議員の任期満了したときは、会期は終了するものとなっておりますので、ご了承願います。

以上で、平成30年第7回能登町議会9月定例会議に付議されました議件は全部終了しました。

閉会の挨拶

議長（向峠茂人）

ここで、町長から発言を求められておりますので、これを許します。

町長 持木一茂君。

町長（持木一茂）

平成30年第7回能登町議会9月定例会議を閉会されるに当たり、一言ご挨拶とお礼を申し上げます。

9月3日より開会されました、このたびの定例会議におきましては、平成30年度能登町一般会計補正予算（第2号）を初めとする重要案件につきまして、慎重なる御審議を得ました結果、いずれも原案どおり可決をいただきましたことに厚くお礼を申し上げます。

なお、会期中、議員各位から賜りましたご意見、ご要望等につきましては、十分これを尊重し、検討いたしまして、町政の運営に遺憾なきを期しますとともに、予算の執行につきましても慎重に執行してまいりたいと考えております。

さて、9月6日に発生しました北海道胆振東部地震においては、大規模な土砂崩れ等で甚大な被害が発生しております。改めて、とうとい命を落とされた方々のご遺族に心からご冥福とお悔やみを申し上げますとともに、被災されました方々に対しまして謹んでお見舞いを申し上げます。被災地の復旧が一日も早く進むことを願っております。

また、去る9月4日に、非常に強い勢力で台風21号が石川県沿岸を通過しました。当町では、災害対策本部を設置し、管内小中学校の児童生徒に対し午後から下校するよう指示をいたしました。同時に、役場や公民館など17カ所の避難所を開設し、町内全域に早目に避難勧告を発令したところであります。

各避難所では、最大で129名の方が避難されました。午後6時ごろには、台風が当町に最も接近いたしましたが、早い段階での避難所の開設や避難の呼びかけが功を奏し、当町では幸いにも人的被害はありませんでした。また、物的被害につきましても、大きな被害報告はありませんでしたが、沿岸部における波浪や高潮による通行どめ、一部の地域での停電、強風による建物部材の飛散や倒木等の被害報告があり、早急にその対応に努めたところであります。

町民の皆様には、今後も気象情報や町が発令する避難に関する情報に注意をしていただくとともに、危険を感じる場合は、みずからの判断で早目に避難行動していただくことをお願いいたします。

また、来る9月23日の日曜日には、松波小学校をメイン会場として、第7回能登町総合防災訓練を実施いたします。町民一人一人が防災への意識と行動を持ち、常日ごろから災害への備えを怠らないようにするため、予知対応型の訓練とあわせて、各地区の訓練会場において住民主体の訓練を行います。本訓練を契機に、危機対応のノウハウを身につけていただく一方で、ご家族でも防災についての話し合いや情報を共有してもらう機会となるよう積極的に訓練に

ご参加していただくことをお願いいたします。

議員各位におかれましては、来る１０月３１日をもちまして任期が満了となります。在任中の４年間を振り返りますと、感慨はひとしおであろうと思います。また、今任期中に急逝されました奥成壮三郎氏、久田良平氏には、生前、長きにわたり町政の発展のため傾注された功績に対しまして、改めて深く感謝とお礼を申し上げます。

さて、皆さんがご当選された平成２６年１０月、能登町の消防体制のあり方を考える能登町消防庁舎検討委員会から町に提言書が提出されました。この提言書に基づき審議を重ね、平成２８年５月に能登消防署を宇出津地内から上町地内に移転、平成３０年１月には、宇出津分署を宇出津梅の本地内に移転し、現在の１署２分署体制が確立されました。

平成２７年４月には、「灯り舞う半島能登～熱狂のキリコ祭り～」が日本遺産に認定され、このキリコ祭りを通じて県内外に町の魅力を発信し、地域の活性化につなげてまいりました。

平成２８年７月には、能登高校魅力化プロジェクトの一環として、将来の地域を担う人材育成を図るために、旧宇出津公民館を改修し、公営塾「まちなか鳳雛塾」を開設いたしました。現在は多くの生徒たちが集まり、学習だけでなく意見交換や交流ができるよい学びの空間になっています。

平成２９年３月には、宇出津港水産物鮮度保持施設及び水産物加工処理施設が完成し、水産物の加工や開発が可能となり、水産物の鮮度を保持し流通の安定が図られることとなりました。

そして、長年の課題でもありました新庁舎建設に向けて、その建設場所の設定や日程等に対し多大なるご理解をいただき、スムーズに事業が着工できたものであります。

一方で、議会の改革にも積極的に取り組んでこられ、平成２６年８月４日に能登町議会基本条例及び能登町議会の会期に関する条例を制定され、同年１１月１日より施行されてきました。これにより、議会や議員活動の基本的な内容が示されるとともに、迅速な議会対応ができるよう、これまでの年４回開催されていた定例会期制から通年会期制へと変更されました。

次に、平成２７年３月１８日には、まち・ひと・しごと創生特別委員会を設置し、議会が中心となり、地方創生について講ずべき施策を積極的に調査、提案する活動が行われております。

また、平成２８年度からは、町民の皆様が日ごろ感じていることやご意見を議会活動に反映させるため、議会と語ろう会が各公民館下で開催されてきました。このほかにも、議会議員政治倫理条例、委員会条例などの見直しを行うとともに、町会区長会連合会を初め各種団体との懇談会の開催など、議会活動に

大変熱心に取り組んでこられました。

以上、取りとめもなく思い出しますと、この４カ年という歳月は、町の創成期から成長、成熟期へ向けた大変重要な時期であり、これらの計画や施策等を築かれた議員各位の功績は、町政史上に長く輝くことと信じてやみません。

承りますれば、現在のところ、ほとんどの方は引き続き町議会議員に立候補されるとのことです。立候補を予定されている皆様方におかれましては、選挙後、再びこの議場で議論できることをご期待申し上げます。

また、今回勇退を予定されている議員におかれましては、町議会の議席を離れられましても、ご在任中と変わることなく、何かとご指導、お力添えを賜りますよう、お願い申し上げます。

今後も町政に対するご理解、ご協力をお願い申し上げますとともに、皆様方のご健勝を心からご祈念申し上げ、閉会に当たっての挨拶といたします。

ありがとうございました。

散 会

議長（向峠茂人）

以上で、本日は散会いたします。

一同起立。

（一同起立）

議長（向峠茂人）

各議員におかれまして、また、町当局におかれまして、１２日間、大変ご苦勞さまでした。

散 会（午前１１時４０分）

上記、会議の経過を記載し相違ないことを証するため、個々に署名する。

平成30年9月14日

能登町議会議長 向 峠 茂 人

会議録署名議員 鍛冶谷 眞 一

会議録署名議員 馬 場 等